平成 23 年度「臨床心理分野専門職大学院認証評価」

# 認 証 評 価 報 告 書

平成 24(2012)年 3 月 27 日

財団法人日本臨床心理士資格認定協会

はじめに

平成 23 年度臨床心理分野の専門職大学院認証評価について

財団法人日本臨床心理士資格認定協会内に編成されている「臨床心理分野の専門職大学院認証評価機関（委員会）」は、学校教育法第 110 条に基づき平成 21 年９月４日付で文部科学大臣より認可された組織です。臨床心理分野の認証評価を行う公的機関としては唯一のもので、平成 21 年度の認証評価は、評価の第１号として九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）を対象に、その評価業務を実施し、平成 23 年３月 26 日に認証評価報告書を提出したところです。

ところで、今回の平成 23 年度は、鹿児島大学、広島国際大学、帝塚山学院大学の３つのそれぞれの専門職大学院臨床心理学専攻を対象に、第１号の九州大学大学院の評価で体験したさまざまの経験知を生かして、有効、有用な評価作業を展開してまいりました。本報告は、作業開始の平成 21 年 10 月 16 日から、当該評価内容に関する当該校の異議申し立ての有無の確認を踏まえた平成 24 年３月 27 日までの評価内容によって構成されています。

ここに平成 23 年度対象３専門職大学院の認証評価報告書を提出します。

平成 24 年３月 27 日

財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

専務理事　　大　塚　義　孝

〔追記〕

鹿児島大学大学院ら３専門職大学院の関係各位はじめ、長きにわたりご尽力いただいた認証評価委員、判定委員、作業委員等 40 余名の各位に深く敬意と謝意を表するものです。

# 目　　次

はじめに …… i

目次 …… ii

Ⅰ　平成 23(2011)年度臨床心理分野専門職大学院の認証評価について
1　臨床心理分野専門職大学院の認証評価の目的 …… 1
2　平成 23 年度専門職大学院の認証評価への申請校 …… 1
3　認証評価を担当する組織と体制 …… 2
4　認証評価の経過の概要 …… 5
5　認証評価の結果の概要 …… 8
6　年次報告書 …… 8
7　認証評価の実施体制の整備 …… 8

Ⅱ　申請大学院に対する認証評価の結果
1　鹿児島大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果 …… 11
2　広島国際大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果 …… 39
3　帝塚山学院大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果 …… 67

Ⅲ　資料
1　鹿児島大学大学院の現況及び特徴 …… 95
2　広島国際大学大学院の現況及び特徴 …… 98
3　帝塚山学院大学大学院の現況及び特徴 …… 100
4　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱 …… 105
5　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関わる手続規則 … 155

# Ⅰ　平成 23(2011)年度臨床心理分野専門職大学院の認証評価について

## １　臨床心理分野専門職大学院の認証評価の目的

平成 17 年４月より、心の問題の複雑化・多様化に対応できる高度専門職業人を養成するための臨床心理分野専門職大学院の設置が始まった。質の高い心の専門家の養成を進めるためには、大学院設置後の教育活動等の質を保証することが重要である。そのためには、第三者による評価制度（適格認定）は、不可欠なものである。

財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、平成 21 年９月４日付で認証評価機関として文部科学大臣から認可を受けた。ここでの認証評価の目的は、次のとおりである。

協会が、大学院からの求めに応じて実施する認証評価においては、我が国の専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、協会が定める専門職大学院評価基準（以下、「評価基準」という）に基づき、次のことを実施する。

（１）専門職大学院の教育活動等の質を保障するため、専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。

（２）専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、専門職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を専門職大学院にフィードバックすること。

（３）専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

## ２　平成 23 年度専門職大学院の認証評価への申請校

平成 23 年度専門職大学院の認証評価の申請校は、以下の３大学院であった。

国立大学法人　鹿児島大学大学院　臨床心理学研究科　臨床心理学専攻（専門職学位課程）
学 校 法 人　広島国際大学大学院　心理科学研究科　実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）
学 校 法 人　帝塚山学院大学大学院　人間科学研究科　臨床心理学専攻（専門職学位課程）

## ３　認証評価を担当する組織と体制

財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、認証評価委員会、判定委員会（判定評価チーム）、申し立て審査委員会を設け、臨床心理分野専門職大学院の認証評価を実施している。

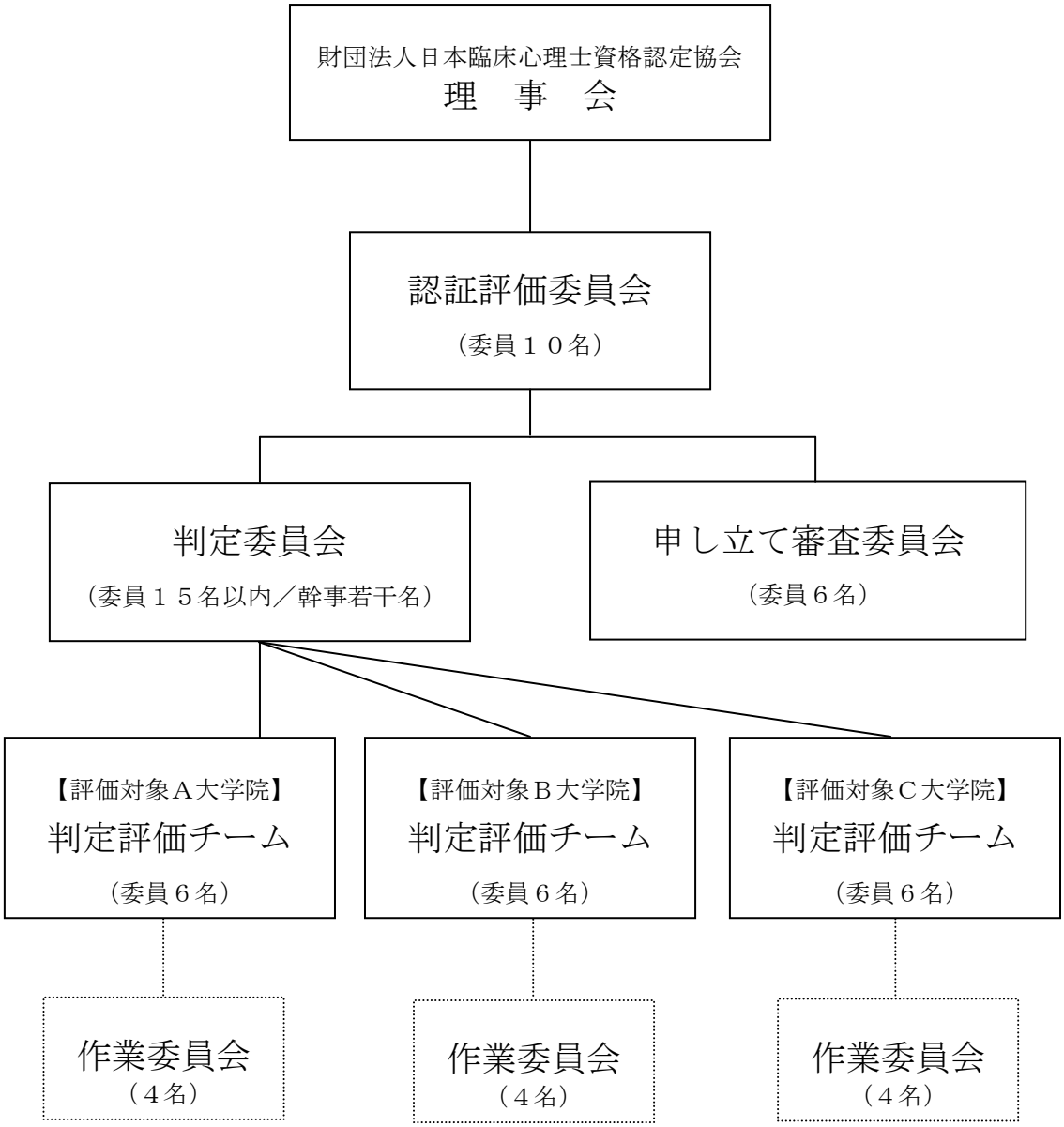

（１）認証評価委員会委員（定数 10 名/現在数 10 名）　◎委員長（１名）　○副委員長（２名）

◎藤原　勝紀（財団法人日本臨床心理士資格認定協会・常任理事/京都大学・名誉教授）
○村山　正治（学校臨床心理士ワーキンググループ・代表/九州大学・名誉教授）
○結城　章夫（国立大学法人山形大学・学長）
石川　　啓（学校法人帝塚山学院・理事長）
大塚　義孝（財団法人日本臨床心理士資格認定協会・専務理事/京都女子大学・名誉教授）
久保　千春（九州大学病院・病院長/九州大学医学研究院・教授）
鶴　　光代（一般社団法人日本心理臨床学会・理事長/跡見学園女子大学大学院・教授）
平木　典子（日本家族心理学会・常任理事/統合的心理療法研究所・所長）
村瀬嘉代子（一般社団法人日本臨床心理士会・会長/北翔大学大学院・教授）
山中　康裕（京都ヘルメス研究所・所長/京都大学・名誉教授）

（２）判定委員会委員（定数 15 名以内/現在数 14 名）　◎委員長（１名）　○副委員長（２名）

◎伊藤　良子（京都大学・名誉教授）
○大野　博之（九州大学・名誉教授）
○山下　一夫（鳴門教育大学・副学長）
下山　晴彦（東京大学大学院・教授）
田畑　　治（名古屋大学・名誉教授）
名取　琢自（京都文教大学大学院・教授）
野島　一彦（九州大学大学院・教授）
藤原　勝紀（京都大学・名誉教授）
丸山　千秋（青山学院大学・教授）
岡本　淳子（立正大学・教授）
菅野　信夫（天理大学・教授）
田形　修一（札幌学院大学・教授）
橘　　玲子（新潟青陵大学・教授）
横山　知行（新潟大学・教授）

幹事

福田　憲明（明星大学・教授）
三浦　正江（東京家政大学・准教授）
奥野　誠一（山形大学・准教授）
神村　栄一（新潟大学・准教授）
髙橋　　稔（目白大学・准教授）
西川　昌弘（国際基督教大学・准教授）

（３）申し立て審査委員会委員（定数６名/現在数６名）　◎委員長（１名）　○副委員長（１名）

◎岡堂　哲雄（聖徳大学大学院・教授）
○佐藤　忠司（前新潟青陵大学大学院・教授）
乾　　吉佑（専修大学大学院・教授）
小谷　英文（国際基督教大学・教授）
滝口　俊子（放送大学大学院・教授）
馬場　禮子（山梨英和大学大学院・教授）

（４）判定評価チーム

①鹿児島大学大学院担当（定数６名）　◎主査（１名）　○副査（１名）

◎伊藤　良子（京都大学・名誉教授）
○名取　琢自（京都文教大学大学院・教授）
田畑　　治（名古屋大学・名誉教授）
横山　知行（新潟大学・教授）
倉島　和夫（法務省矯正研修所・所長）
山本　　力（岡山県臨床心理士会・会長）

②広島国際大学大学院担当（定数６名）　◎主査（１名）　○副査（１名）

◎山下　一夫（鳴門教育大学・副学長）
○岡本　淳子（立正大学・教授）
野島　一彦（九州大学・教授）
橘　　玲子（新潟青陵大学・教授）
久保木富房（医療法人秀峰会心療内科病院楽山・名誉院長）
桶谷　　守（京都教育大学附属教育実践センター機構教育支援センター・教授）

③帝塚山学院大学大学院担当（定数６名）　◎主査（１名）　○副査（１名）

◎大野　博之（九州大学・名誉教授）
○菅野　信夫（天理大学・教授）
丸山　千秋（青山学院大学・教授）
田形　修一（札幌学院大学・教授）
徳永雄一郎（医療法人社団新光会不知火病院・院長）
亀田　　徹（株式会社ＰＨＰ研究所・教育マネジメント研究センター長）

（５）作業委員会

①鹿児島大学大学院担当

伊藤　良子（京都大学・名誉教授）
名取　琢自（京都文教大学大学院・教授）
福田　憲明（明星大学・教授）
神村　栄一（新潟大学・准教授）

②広島国際大学大学院担当

山下　一夫（鳴門教育大学・副学長）
岡本　淳子（立正大学・教授）
奥野　誠一（山形大学・准教授）
西川　昌弘（国際基督教大学・准教授）

③帝塚山学院大学大学院担当

大野　博之（九州大学・名誉教授）
菅野　信夫（天理大学・教授）
三浦　正江（東京家政大学・准教授）
髙橋　　稔（目白大学・准教授）

## ４　認証評価の経過の概要

（１）専門職大学院に対する認証評価に関する説明会〔平成 21(2009)年 10 月 16 日〕
平成 23 年度以降に認証評価を予定している専門職大学院４校（鹿児島大学大学院、広島国際大学大学院、帝塚山学院大学大学院、関西大学大学院）を対象に、認証評価のスケジュール、評価基準、手続規則等について説明会を行った。

（２）認証評価申請の案内〔平成 22(2010)年７月 20 日〕
平成 23 年度を評価実施年度とする専門職大学院３校に対して、申請の案内を送付した。

（３）認証評価申請書の受理
鹿児島大学大学院より平成 22(2010)年８月 27 日付、広島国際大学大学院より同年９月 21 日付、帝塚山学院大学大学院より同年９月 21 日付で、認証評価申請書の提出があり、その申請を受理し、認証評価に着手した。

（４）評価対象大学院に対する説明会〔平成 22(2010)年 10 月 29 日〕
評価対象大学院３校を対象に、認証評価に関わる手続規則、自己点検評価報告書の作成要領等について説明会を行うとともに、具体的な進め方について協議した。

（５）判定評価チーム委員の研修会〔平成 23(2011)年１月９日〕
判定評価チーム委員及び幹事を対象に、認証評価に関わる手続規則、評価基準要綱等について研修会を行うとともに、判定評価チームごとに認証評価スケジュールを検討した。

（６）判定評価チーム作業委員（主査等）の研修会〔平成 23(2011)年６月 26 日〕
各判定評価チームの主査３名、副査３名、幹事６名を対象に、評価基準要綱を中心とした研修会を行った。また、平成 21 年度認証評価作業の実績をもとに、書類審査、訪問調査等の実際的な研修を行った。

（７）自己点検評価報告書の提出
鹿児島大学大学院より平成 23(2011)年６月 28 日付、広島国際大学大学院より同年６月 29 日付、帝塚山学院大学大学院より同年６月 29 日付で、自己点検評価報告書、大学院基礎データ等が提出された。

（８）判定評価チーム委員の研修会〔平成 23(2011)年７月３日〕
各判定評価チーム委員を対象に、評価基準要綱を中心とした研修会を行った。また、平成 21 年度認証評価作業の実績をもとに、書類審査、訪問調査等の実際的な研修を行った。

（９）事前確認事項一覧表の送付〔平成 23(2011)年８月８日〕
評価対象大学院３校それぞれに、事前確認事項一覧表及び提出依頼資料一覧を送付した。

（10）事前確認事項回答書の提出

鹿児島大学大学院より平成 23(2011)年９月２日付、広島国際大学大学院より同年９月７日付、帝塚山学院大学大学院より同年９月７日付で、事前確認事項一覧表に対する回答書が提出された。

（11）認証評価に関わるヒアリング

自己点検評価報告書及び事前確認事項について、鹿児島大学大学院は平成 23(2011)年９月 20 日、帝塚山学院大学大学院は同年９月 26 日、広島国際大学大学院は同年９月 30 日に、それぞれ来所によるヒアリングを行った。

（12）訪問調査

判定評価チーム委員、幹事及び協会事務局担当職員により、鹿児島大学大学院は平成 23(2011)年 10 月 11 日、帝塚山学院大学大学院は同年 10 月 20 日、広島国際大学大学院は同年 10 月 25 日に訪問調査を実施した。

（13）認証評価報告書（一次案）の送付

判定評価チームによる認証評価報告書（一次案）を、鹿児島大学大学院は平成 23(2011)年 11 月 23 日付、帝塚山学院大学大学院は同年 11 月 23 日付、広島国際大学大学院は同年 12 月２日付で送付した。

（14）認証評価報告書（一次案）への意見の提出

認証評価報告書(一次案)への意見が、鹿児島大学大学院は平成 23(2011)年 12 月９日付、帝塚山学院大学大学院は同年 12 月 15 日付、広島国際大学大学院は同年 12 月 24 日付で提出された。

（15）認証評価報告書（判定評価チーム案）の作成と提出〔平成 24(2012)年１月７日〕

鹿児島大学大学院担当及び帝塚山学院大学大学院担当の判定評価チームは、当該大学院の意見を参考に認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成し、判定委員会に提出した。

（16）認証評価報告書（案）の作成と提出〔平成 24(2012)年１月７日〕

判定委員会は、認証評価報告書（判定評価チーム案）、当該大学院から提出された自己点検評価報告書及び関連諸資料を総括し、鹿児島大学大学院及び帝塚山学院大学大学院の認証評価報告書（案）を作成し、認証評価委員会に提出した。

（17）認証評価報告書の作成と提出〔平成 24(2012)年１月７日〕

認証評価委員会は、認証評価報告書（案）を審議のうえ、鹿児島大学大学院及び帝塚山学院大学大学院の認証評価報告書を作成し、理事会に提出した。

（18）認証評価報告書の決定〔平成 24(2012)年１月７日〕

平成 24 年１月７日開催の第 113 回理事会において、認証評価委員会から提出された鹿児島大学大学院及び帝塚山学院大学大学院の認証評価報告書を審議し、決定した。

（19）認証評価報告書の送付と確定〔平成 24(2012)年２月 15 日〕
鹿児島大学大学院並びに帝塚山学院大学大学院へ、平成 24(2012)年２月１日付で認証評価報告書を送付した。所定の期間内に当該大学院から異議申し立てがなかったため、認証評価報告書が確定した。

（20）訪問調査〔平成 24(2012)年２月 28 日〕
広島国際大学大学院担当の判定評価チーム委員、幹事及び協会事務局担当職員により、認証評価報告書（一次案）による問題点の指摘事項の改善状況を確認するため、当該大学院の訪問調査を実施した。

（21）認証評価報告書（判定評価チーム案）の作成と提出〔平成 24(2012)年３月 10 日〕
広島国際大学大学院担当の判定評価チームは、認証評価報告書（一次案）に対する当該大学院の意見、訪問調査の結果を踏まえて、認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成し、判定委員会に提出した。

（22）認証評価報告書（案）の作成と提出〔平成 24(2012)年３月 10 日〕
判定委員会は、認証評価報告書（判定評価チーム案）、当該大学院から提出された自己点検評価報告書及び関連諸資料を総括し、広島国際大学大学院の認証評価報告書（案）を作成し、認証評価委員会に提出した。

（23）認証評価報告書の作成と提出〔平成 24(2012)年３月 10 日〕
認証評価委員会は、認証評価報告書（案）を審議のうえ、広島国際大学大学院の認証評価報告書を作成し、理事会に提出した。

（24）認証評価報告書の決定〔平成 24(2012)年３月 10 日〕
平成 24 年３月 10 日開催の第 114 回理事会において、認証評価委員会から提出された広島国際大学大学院の認証評価報告書を審議し、決定した。

（25）認証評価報告書の送付と確定〔平成 24(2012)年３月 26 日〕
広島国際大学大学院へ、平成 24(2012)年３月 26 日付で認証評価報告書を送付した。所定の期間内に当該大学院から異議申し立てがなかったため、認証評価報告書が確定した。

（26）認証評価報告書の公表〔平成 24(2012)年３月 27 日〕
評価対象大学院３校の認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告するとともに、協会ウェブサイトに掲載し公表した。

（27）認定証の送付〔平成 24(2012)年３月 31 日〕
評価対象大学院３校へ基準適合認定証を送付した。

## ５　認証評価の結果の概要

平成 23 年度に臨床心理分野の専門職大学院で認証評価を申請したのは３大学院であった。関係委員会で審査の結果、いずれの大学院も評価基準に適合していると認定した。

認定の期間は、平成 29 年３月 31 日までとする。

（１）認証評価の結果、適合していると認定した大学院・専攻

国立大学法人　鹿児島大学大学院　臨床心理学研究科　臨床心理学専攻（専門職学位課程）

学 校 法 人　広島国際大学大学院　心理科学研究科　実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）

学 校 法 人　帝塚山学院大学大学院　人間科学研究科　臨床心理学専攻（専門職学位課程）

（２）適合していると認定した大学院に対する提言

適合していると認定された大学院へ、専門職大学院として一層の改善を図り充実させるために、「勧告」、「改善が望ましい点」、「要望事項」等の提言を行うことがある。「勧告」、「改善が望ましい点」を付された大学院は、それぞれの指摘についてどのように改善したかを取りまとめ、年次報告書へ記載して報告しなければならない。

なお、「要望事項」は、臨床心理分野の専門職大学院としてより一層のレベルアップを目指しての努力目標として提示するものである。

## ６　年次報告書

大学院は、認証評価を受けた翌年から毎年５月１日現在の大学院の状況を５月末日までに報告しなければならない。報告書には、以下の事項を含めること。

（１）専任教員の氏名、職名、年齢、専門分野、臨床心理士資格の有無

（２）入学試験の状況（志願者数、合格者数、競争率等）

（３）学生の状況（１年生数、２年生数、留年者数、社会人数、留学生数等）

（４）認証評価を受けた後の重大な変更

（５）修了生の進路状況（就職先名称、常勤・非常勤の別、進学した大学院の名称等）

（６）改善が望ましいとされた事項への対処

## ７　認証評価の実施体制の整備

本協会は、平成 21 年９月４日付で臨床心理分野の専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣より認証を受けた。その際の付帯意見及び平成 21 年度に実施した認証評価作業を通じ見出された課題等を踏まえて、平成 23 年度に向けた実施体制を整備した。

（１）認証評価を担当する質の高い委員の確保

各委員会委員の選任にあたっては、広く適材を得るために、関連学会や団体に候補者の推薦を依頼するとともに、推薦基準を作成して質の確保に努めた。この方針を受けて、平成 22 年４月に新たに就任した判定委員会委員５名の補充に際しては、関連学会や団体、関係者からの推薦をもとに選任した。

（２）認証評価を担当する委員の研修

認証評価を担当する関係者の研修を、その役割に応じて組織的に行った。

特に新たに就任した判定委員については、認証評価のための研修の一環として、指定大学院（臨床心理士受験資格に関して本協会が一定の基準により指定している大学院）の平成 22 年度実地視察評価の業務を委嘱し、研修の実をあげた。また、実質的に認証評価作業を担当する判定評価チーム委員については、平成 21 年度認証評価作業の実績をもとに、より実際的な研修を行った。

（3）「臨床心理分野の専門職大学院における教育内容と方法に関するガイドライン」の作成

評価基準に基づく判断をより客観的に行うとともに、臨床心理士養成のための教育レベルの標準化を目的として、教育内容と方法に関するガイドラインを作成した。関連団体や専門職大学院からの推薦をもとに委員を選任し、平成 22 年４月に検討委員会を設置し、平成 23 年３月に取りまとめられた。

なお、平成 23 年度認証評価においては試験的に導入し、現状に即した内容に整備・改善し、平成 26 年度の運用に向けて準備を進める予定である。

## Ⅱ　申請大学院に対する認証評価の結果

### 鹿児島大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果

#### １　認証評価の結果

鹿児島大学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程の評価基準に適合している。

#### ２　総評

鹿児島大学の臨床心理分野専門職大学院は、臨床心理士養成に特化した日本初の独立研究科として平成 19 年度に設置されたものである。本研究科の前身である人文社会科学研究科臨床心理学専攻は、平成 14 年度に財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認めた指定大学院となっている。したがって、本大学院における臨床心理学研究は比較的新しく始められたものであるが、臨床心理学研究科開設後の平成 20 年度から、文部科学省委託事業「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において、「臨床心理実習における客観的評価方法の構築」を九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）との共同プロジェクトとして取組み、また、平成 22 年度からは、文部科学省の承認による「地域支援の臨床実践と実務教育を架橋した新たな『実践型教育プログラム』の開発」の実践研究が推進されている。これらは、本研究科が鹿児島大学の伝統を基盤にして臨床心理士という高度専門職業人の養成に尽力されてきたことを示すものとして、高く評価できる。

今回の認証評価では、判定評価チームが「自己点検評価報告書」「大学院基礎データ」「事前確認事項回答書」などの書類審査を行い、その後、鹿児島大学大学院のヒアリングと訪問調査を重ね、慎重に判定作業を実施してきた。その結果を判定委員会、認証評価委員会、理事会の議を経て、この報告書としてまとめた。

審査の結果、鹿児島大学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、評価基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の基本理念や当該大学院の目的に照らし、総合的に判断して適合していると認定する。これは、高度専門職業人を養成する専門職大学院として基礎的な要件を満たしており、社会的に保証できることを意味している。認証の期間は、平成 29 年３月 31 日までとする。

なお、「改善が望ましい点」は年次報告書において改善状況を記載していただきたい点であり、「要望事項」は、さらに充実した教育実践および教育環境の実現に向けて、一層のレベルアップが図られるよう提示したものである。

## ３　章ごとの評価

### 第１章　教育目的

**（１）評価**

第１章のすべての基準を満たしている。

**（２）優れた点**

教育の理念や目的のもと具体的な教育方針を明確にして指導がなされ、優秀な人材を着実に社会に送り出している。「実践型教育プログラム」の開発等に取り組み、地域への貢献に資する実務教育が目指されて、修了生のほぼ全員が臨床心理専門職に就いている。

**（３）第１章全体の状況**

教育の理念や目的に向けての計画的な指導のもと、臨床心理に関わる高度専門職業人の養成に力が注がれており、当該章の基準をすべて満たしている。

**（４）根拠理由**

**【項目１−１　教育目的】**

| |
|---|
| **基準１−１−１**<br>**教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル１）。** |

評価対象大学院の教育の理念・目的については、大学概要に「臨床心理士という高度職業専門人養成を目的とする日本で初めての独立研究科」と明記され、また、臨床心理学研究科パンフレットにおいて、「21 世紀の国民のこころの健康に寄与する」との理念のもと、（１）個別支援、集団支援、地域支援、危機介入支援ができる人材、（２）地域文化を視野に入れた心理臨床ができる人材の育成等の教育方針が掲げられている。

| |
|---|
| **基準１−１−２**<br>**教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル１）。** |

学生には、大学概要・入学前の説明会・入学後の学生便覧や修学の手引きに基づくオリエンテーション等によって周知が図られている。教職員には、教務委員会やＦＤ委員会等において基本方針の確認がなされている。また、社会に対しては、大学概要・研究科パンフレット・ホームページに公表されている。

**基準１－１－３**
**目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル１）。**

学生の単位取得状況は 98%前後であり、勉学意欲の高いことが見て取れる。学生へのインタビューでも目的意識が明確に認められた。臨床心理士資格試験の合格率も毎年 90%（昨年は 100%）を超えている。また、修了後の進路状況においても、ほぼ全員が臨床心理専門職に就職しており、ここ３年間の常勤就職率は毎年 60%を超えている。昨年は 14 人中 11 人(79%)が常勤職に就いている。本専攻の目的は十分に達せられている。

**（５）要望事項**

①人材育成の具体的な教育方針が明確にされていることは十分評価できるが、技術論を超えて専門家としての主体性をさらに育む教育理念の探求がなされるとともに、その理念が社会や国民へも積極的に発信されることが望まれる。

②大学院の教育について、修了生への調査はなされているが、在学生の意見を汲み取る体制の整備や就職先からの評価に関する調査等の実施も望まれる。

## 第２章　教育課程

### （１）評価

第２章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

実習科目・演習科目・講義科目が密接に関連して教育課程が進むように教員間で協力されているとともに、地域文化を視野に入れた心理臨床が目指されている。

外部実習については、実習機関との連絡会をセメスター毎に開催し、密接な連携のもと指導・評価がなされている。

### （３）第２章全体の状況

臨床心理士養成の基本理念や目的にそって、基準を満たす科目が開講されている。また、それぞれの科目が密接に関連するように配置されており、教育方法も科目に応じて適切になされている。

### （４）根拠理由

**【項目２−１　教育内容】**

| |
|---|
| 基準２−１−１<br>教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること（レベル１）。 |

臨床心理士としての資質の育成を目指して、「講義・演習・実習を三位一体とした相互関連的な授業展開」がなされるとともに、多様な観点から実践的な指導が受けられるように、演習科目を中心にして、研究者教員と実務家教員による複数担当制が実施されている。また、臨床心理士としての倫理観・責任感については、「臨床心理関連行政論」を中心にして各科目において扱われている。

基準２－１－２
　次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル１）。
（１）臨床心理学基本科目
　　（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）
（２）臨床心理展開科目
　　（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）
（３）臨床心理応用・隣接科目
　　（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）

臨床心理学基本科目は「臨床心理学基幹科目」として 12 科目、臨床心理展開科目は「臨床心理学展開科目」として 11 科目、臨床心理応用・隣接科目は「選択必修科目群及び選択基礎科目」として 24 科目、計 47 科目が開設されており、必修科目はすべて専任教員が担当している。

基準２－１－３
　基準２－１－２の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル１）。

必修科目として臨床心理学基幹科目 20 単位と臨床心理学展開科目 18 単位の計 38 単位、選択科目として臨床心理応用・隣接科目 48 単位のうち 12 単位以上の修得、合計 50 単位以上の修得が求められており、基準を満たしている。また、授業科目の内容は、必修科目において基礎から応用を網羅し、選択科目では、領域・発達・技法科目の選択必修群と選択基礎科目群に分けて、段階的かつ幅広く学習できるよう配置されている。

【項目２－２　授業を行う学生数】

基準２－２－１
　専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること（レベル１）。

本研究科の定員は１学年 15 名であり、少人数による双方向また多方向的な教育が行われる体制が整えられている。１・２年の両学年が履修することになる隔年開講科目であっても 30 名を超えることはない。履修登録状況も最大で 22 名であり、適切な規模の授業が実施されている。

**【項目２−３　授業の方法】**

**基準２−３−１**

**授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル１）。**

**（１）専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。**

**（２）１年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。**

**（３）授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。**

臨床心理士としての必要な能力を培うために、少人数による双方向的・多方向的な授業がなされ、授業方法においても、個人発表・グループ発表・ロールプレイ・現場体験・事例研究等、科目の性質に応じた適切な方法が用いられている。学外実習では２年間にわたって多様な現場を体験できるように実習施設が用意されており、実習先の実務指導者と緊密に連携をとって指導がなされている。

授業内容や成績評価の基準は、シラバスやオリエンテーション・ホームページで周知されている。

授業内で取り上げられない心理学の基礎や特別な技法については、「拡大ゼミ」を設けて学習の充実が図られている。

**【項目２−４　履修科目登録単位数の上限】**

**基準２−４−１**

**各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として 38 単位が上限とされていること（レベル１）。**

学生が１年間に履修できる単位数の上限は、集中講義を除いて、36 単位と決められている。また、集中講義は、通常の授業と重ならない時期に設定されている。

**（５）要望事項**

①学内実習として心理臨床相談室の受付や電話当番に多くの時間が取られて、実質的な実習の時間が少なくなっている。この点については早急な改善を求めたい。

②教育課程の評価の基準はシラバスで示されているが、各講義・演習・実習の達成目標も明確にされることが望まれる。

③臨床心理査定実習の内容について、シラバスに学内心理相談室の体験事例を通して主要な心理検査技法のすべてを学習すると記載されているが、こうした方法は来談者に負担をかけるものであり、実情にも即していないと思われる。シラバスは正確に記載されるよう改善を求めるとともに、心理査定実習の充実のための手立て（学外実習機関での実施等の検討）が望まれる。

④選択科目は隔年開講科目が多く、２学年が履修することにしては履修者数が少ない。必修に近い重要な科目も隔年開講になっているので、履修しやすいよう検討が望まれる。

## 第３章　臨床心理実習

### （１）評価

第３章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

学外スーパーヴァイザーを得ることが困難である点について、学内教員が複数体制でスーパーヴィジョンを実施するなど、カリキュラムの不十分なところを教員の努力で補っている。

### （３）第３章全体の状況

当該章の基準はすべて満たしている。臨床心理士養成の基本理念や目的にそって臨床心理実習が行われており、総合的に判断して適切なものであるが、十分とは言えないところも散見され、改善が望ましい点もある。

### （４）根拠理由

**【項目３−１　学内実習施設】**

| |
|---|
| 基準３−１−１<br>**学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル１）。** |

個別面接室は６室ある。遊戯療法室は４室あるが、パーテーションで区切って４室確保しており、砂場や水回り設備がない。待合室、独立した記録室のほか、スーパーヴィジョン・ルームが４室ある。施設は講義棟の４階にあり、学生や一般来訪者と同じエレベーターを利用している。

**【項目３−２　学内臨床心理実習】**

| |
|---|
| 基準３−２−１<br>**学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル１）。** |

学生のケース担当に関して、実習機会の公平性・必要なケース数・多様なスーパーヴィジョンの確保に配慮している。スーパーヴィジョンは、学内教員が担当している。

倫理遵守に関する指導は、臨床心理関連行政論やケースカンファレンス・スーパーヴィジョンにおいて行われているが、次年度から倫理遵守に関する科目が開設される予定であ

る。

【項目３−３　学外実習施設】

| |
|---|
| 基準３−３−１<br>学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル１）。 |

学外実習では、医療・保健領域４か所、教育領域２か所、福祉領域４か所と、三大領域すべてが含まれている。

ただし、教育領域は高等学校２か所で、小学校中学校や教育センター等の相談機関での実習が行われていない。

【項目３−４　学外臨床心理実習】

| |
|---|
| 基準３−４−１<br>学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル１）。 |

実習は、事前指導・中間報告・事後指導がなされ、実習報告やレポートを課し、指導が丁寧になされている。評価も、実習先の評価を加え実務家教員の合議制で行われており、指導体制について適切な配慮がされている。また、実習先にも担当教員が出向き、現場での指導との連携をとるための努力がなされている。

実習のねらいや習得すべき知識技能と、設定された時間数とが適合し妥当であるかの検討は必要であろう。

（５）改善が望ましい点

学内実習施設において事務職員が常駐していない時間帯がある。こうした体制は不適切であり、早急に改善が望まれる。

（６）要望事項

①学内実習では担当ケースの多様性、とくに成人ケースの担当を保証するよう努められたい。

②なるべく受理段階から担当できるようにするなどして、主体的なケースマネジメント能力を育成する実習形態を工夫されたい。また、ケースの中断を防ぐための指導の充実が望まれる。

③学外実習に関して、教育領域の実習施設の新規開拓に努めていただきたい。

④プレイルームの設備がパーテーションで区切られていることには改善の余地があり、砂場や水回り、遊具の種類や配置等の整備・充実が望まれる。

⑤学内実習施設の利用者が一般学生とは別の出入り口や通路を使って来室できるようにするなど、施設の独立性を確保されたい。

## 第４章　学生の支援体制

### （１）評価

第４章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

特になし。

### （３）第４章全体の状況

当該章の基準をすべて満たしており、学生が安心して学習や実習に取り組めるような体制が概ね整備されている。学習支援では、教員が個人的な相談や助言をオフィスアワーやその他の時間を使って、親身に対応している。全教職員が学生を支援していく体制をとるよう努めており、成果を上げている。

### （４）根拠理由

**【項目４−１　学習支援】**

| |
|---|
| 基準４−１−１<br>学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル１）。 |

教務オリエンテーション並びに実習オリエンテーションを実施し、履修に関しての指導体制を整備している。

| |
|---|
| 基準４−１−２<br>目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル１）。 |

オフィスアワーを設定し、学生と十分なコミュニケーションを図れるよう配慮されている。少人数のゼミ体制をとって、教員の個別の指導や相談の体制も作られている。

臨床心理実習におけるストレスや課題への対応も、実習中および実習終了後に実務家教員が対応するよう配慮されている。

**基準４－１－３**
**各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル２）。**

心理臨床相談室では、非常勤事務補佐員ならびに臨床心理士有資格者の臨床相談員（非常勤）をおき、教育補助者として学内実習の補佐を行っている。
しかし、ＴＡ（ティーチングアシスタント）をはじめ、講義の補佐や実習指導補佐を行うような人員は配備されていない。
学習支援体制の整備に努めているといえるが、今後さらに助教や実習指導員のような人員の配備が求められる。

**基準４－１－４**
**多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対策が講じられていること（レベル１）。**

他領域からの入学者に対しては、基礎学力を補う対策として、臨床心理学入門の授業が開講されている。しかし、現状では社会人入学の実績はないので、該当する入学者の受け入れに備えて、一層の配慮が望まれる。

**【項目４－２　生活支援等】**

**基準４－２－１**
**学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること（レベル２）。**

奨学金貸与制度や給付制度が整備され、成績優秀者の返還免除制度もある。
保健管理センターや学生なんでも相談室が設置され、またハラスメント相談窓口も整備され、経済的、修学上、生活上の相談・助言・支援体制は整っている。

**【項目４－３　障害のある学生に対する支援】**

**基準４－３－１**
**身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル２）。**

身体に障害のある学生は在籍していない。
身体に障害のある学生への実習・実技上の特別措置等相当な配慮を行う体制整備に努めている。

【項目４−４　職業支援（キャリア支援）】

| |
|---|
| 基準４−４−１<br>学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル２）。 |

就職率は 100％に近い。

実務家教員による各領域における就職情報の提供など、学生のキャリアイメージを高め就職につなげる努力を行っている。修了生との連絡体制も整備され、修了生との連携を強化し、就職支援につなげようと努めている。

（５）要望事項

①二重関係の問題と、教員負担の軽減の点から、学内実習の指導（例えばスーパーヴィジョン等）を授業評価に関わらない学外の専門家にも委託するなどの方策の検討が望まれる。

②障害者の障害種別（視覚・聴覚他）に応じた、教育支援の方策の具体化を進めることが望ましい。

③社会人入学者、また、心理学以外の領域からの入学者への基礎教育、とくに心理査定の基礎等の習得についてさらに検討されたい。

## 第５章　成績評価及び修了認定

### （１）評価

第５章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

特になし。

### （３）第５章全体の状況

当該章の基準をすべて満たしており、臨床心理士養成の教育評価として、厳正に評価するよう努めている。

カリキュラムポリシーが策定され、評価の方法や基準をシラバスに明示され、学生に周知されるように努めている。

学生は、臨床心理士としての能力の習得状況が把握でき、意欲と意識をもって学習活動を進めることができる。

規準にそって、適切な修了判定がなされている。

### （４）根拠理由

**【項目５－１　成績評価】**

| |
|---|
| 基準５－１－１<br>学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル１）。<br>（１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。<br>（２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。<br>（３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。<br>（４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。 |

カリキュラムポリシーをシラバスに掲載し、評価の基本的姿勢を明示している。成績評価の基準は、シラバスに明記されている。成績評価を匿名にして、厳正化に努めている。

評価 GPA を導入し、非常勤を含めて教員間で合意し厳正な評価に努めている。

実習に関しては、実務家教員間での合議により評価している。

成績評価の告知も適切に行われている。

基準５－１－２
学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル１）。

現時点では、該当する学生は存在していない。

評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれないよう、厳正で客観的な成績評価が確保されるよう努めている。

【項目５－２　修了認定】

基準５－２－１
専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル１）。
（１）２年（２年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、44 単位以上を修得していること。
この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。
ア　教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、20 単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。
イ　教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて 20 単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1 年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。
（２）次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。
ア　臨床心理学基本科目　16 単位
イ　臨床心理展開科目　18 単位
ウ　臨床心理応用・隣接科目　10 単位
（３）（１）及び（２）を踏まえて、総合的に判定が行われること。

標準修業年限を２年とし、２年以上で 50 単位以上を修得するよう規定されている。

修得単位を、臨床心理学基本科目 20 単位以上、臨床心理展開科目 18 単位以上、臨床心理応用・隣接科目 12 単位以上と規定している。

適切な修了判定がなされており、平成 21 年度 15 名中 15 名、平成 22 年度 14（内１名は長期履修制度適用）名中 13 名が修了判定合格となっている。

## 第６章　教育内容及び方法の改善措置

### （１）評価

第６章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

ＦＤ活動が研修、研究、教員と学生との認識の共有といった幅広い範囲にわたって活発に実施され、成果が認められる点は特に優れている。

### （３）第６章全体の状況

第６章のすべての基準を満たしている。研究と実践を兼ね備えたＦＤ活動は特筆に値する。

### （４）根拠理由

**【項目６−１　教育内容及び方法の改善措置】**

**基準６−１−１**
**教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル１）。**

研究科長と教員３名からなるＦＤ委員会が組織され、授業公開と授業評価アンケートが各学期に実施されている。その結果は報告書にまとめられ、教授会で周知されるとともに改善のための討議が行われている。

外部講師を招聘してのＦＤ研修会が年１回実施されている。

文部科学省委託事業「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において、九州大学大学院と共同で臨床心理学実習の到達度チェックシステムを構築するなど、研究面も熱心に行われている。

アメリカ、イギリス、フランス、スウェーデンなど、教育プログラムと評価方法に関する海外視察も活発に実施され、知見が蓄積されている。

研究科修了生を対象として、教育方法と成果に関するアンケートを実施している。

**基準６−１−２**
**実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル２）。**

実務家教員と研究者教員が演習・実習において共同で授業を担当する形式をとることで相補的な学びの機会を確保している。

基準６−１−３
　教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを有効に活用すること（レベル１）。

各学期に授業中間、授業終了後の２回、学生による授業評価アンケートが実施され、結果はＦＤ委員会を通して全教員に共有され、授業改善に役立てている。

（５）要望事項

基準６－１－２に関しては、相互交流と連携を通して自然発生的に補い合うことを期待するだけでなく、より組織的で目的の明確な研修の機会を各教員のニーズに応じて提供する体制が望まれる。

## 第７章　入学者選抜等

### （１）評価

第７章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

アドミッション・ポリシーを明確化し、多様な背景の入学者を受け入れようと努めており、自校出身者以外にも広く門戸を開いている。

収容定員と在籍者がほぼ同等であり、教育資源と学生の比率が適正に管理されている。

### （３）第７章全体の状況

現時点での問題認識と努力も勘案した結果、当該章の基準はすべて満たされていると判断した。ただし、社会人入学と留学生、入学者選抜での外国語（英語）の評価方法の妥当性・適切性に関しては、今後もよりよい方向に向けて検証と改善の取り組みを続けていただきたい。

### （４）根拠理由

**【項目７−１　入学者受入】**

**基準７−１−１**

**公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル１）。**

入学者選抜のための組織的な取り組み体制が整備されている。

入学者に対して研究科の理念、教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法に関する情報を適切に提供している。

**基準７−１−２**

**入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル１）。**

アドミッション・ポリシーにおいて、受け入れ対象者は①学部で心理学を専攻した者、②心理系以外の出身者、③心理職に就いている社会人、④臨床心理士でリカレント教育を志望する者の４種類が設定されている。

入学試験は一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の３種類が実施されている。

基準７－１－３
　入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル１）。

入学者選抜において自校出身者を優遇する方針は取られておらず、他校出身者が入学しにくくなる事態も生じていない。入学者に対する自校出身者の割合は年度により差があるが、平成 19 年度の 60%を最大値としてその他の年度は 50%を下回っていることからも裏付けられている。

基準７－１－４
　入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル１）。

入学者選抜では外国語(英語)、専門科目(臨床心理学及び心理学に関するもの)、口述試験(面接)の３科目が実施され、入学者の能力を客観的に測定し、学生の質を高める努力がなされている。

基準７－１－５
　入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル２）。

アドミッション・ポリシーにおいて設定された多様性が必ずしも実現されていない点に関して、問題意識は共有されている。今後より具体的・効果的な取り組みが求められる。

【項目７－２　収容定員と在籍者数】

基準７－２－１
　在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないようにすること（レベル１）。

収容定員と在籍者は同等もしくは最大でも在籍者が１名多い範囲内に収まっており、適切に管理されている。

**基準７－２－２**
**入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること（レベル２）。**

入学者・在籍者は入学定員と同じ、もしくは１名在籍者が多い範囲で実人数が維持されており、乖離は生じていない。

**（５）要望事項**

①アドミッション・ポリシーの通り、多様な入学希望者が入学できるよう、特に社会人、留学生の入学者選抜と入学後の学習訓練体制を一層整備していただきたい。

②入学者選抜試験の外国語(英語)で TOEIC スコアを用いることの影響について、多角的に検証を継続するとともに、入学希望者に求める能力が TOEIC の出題範囲である英語単独でのコミュニケーション力だという誤解が生じないように配慮していただきたい。

## 第８章　教員組織

### （１）評価

第８章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

教員の授業負担が過剰にならないよう、適切にバランスを取って分担している。

### （３）第８章全体の状況

第８章のすべての基準を満たしており、実務家教員、研究者教員がバランスよく配置されている。ただし、正規授業以外の臨床指導やケース担当の負担が重いこと、サバティカル制度の利用実績がないこと、学内実習施設の臨床心理士スタッフが非常勤１名であり、助教が活用されていない点は改善に向けての取り組みが強く望まれる。

### （４）根拠理由

**【項目８−１　教員の資格と評価】**

| |
|---|
| 基準８−１−１<br>研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル１）。 |

研究科の専任教員９名中、教授は６名であり、教育の質を保つためのバランスは充分とれている。

開設科目 47 科目中、必修科目 23 科目のすべての科目、選択必修科目 16 科目のうち９科目、選択科目８科目中４科目を臨床心理学研究科専任教員が担当しており、専任教員の担当比率は概ね必要な水準に達している。

| |
|---|
| 基準８−１−２<br>基準８−１−１に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的･職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル１）。<br>（１）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者<br>（２）専攻分野について、高度の技術・技能を有する者<br>（３）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 |

教員の教育・研究業績および学外での公的活動・社会貢献活動の実績は臨床心理学の理論と実務を架橋する教育にふさわしい水準を満たしており、その内容は、学外の大学ホームページにおいても公表されている。

研究科の教員９名のうち８名は法文学部の兼担教員であるが、９名全員が研究科専任である。

【項目８−２　専任教員の担当授業科目の比率】

基準８−２−１
教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル１）。

専任教員はすべて教授または准教授である。必修科目の専任教員担当比率は 100%、選択必修科目の専任教員担当比率は 56%、両科目を合わせると専任教員の担当比率は 82%である。選択必修科目の専任教員担当比率は向上の余地があるが、全体としては概ね必要な水準に達している。

【項目８−３　教員の教育研究環境】

基準８−３−１
教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられるように努めていること（レベル２）。

教員の授業負担は単年度あたり 20 単位を超えない水準が維持されている。しかし、正規授業以外に教育上必要な指導（スーパーヴィジョン等）や学内実習施設でのケース担当など相当な時間が費やされており、教育研究環境としては教員にかかる負担が大きい。この点は教員、事務スタッフ共に問題意識が共有されており、改善に向けた取り組みが始められている。

基準８−３−２
専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル１）。

教員の心理臨床活動の時間は個人により異なるが、学外での臨床活動も含め、活動時間が確保されるよう一定の配慮がなされている。
教員の心理臨床活動の時間数が勤務業績としてカウントされる評価制度になっている。

基準８－３－３
　専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル２）。

研究専念期間のためのサバティカル制度が設けられている。申請資格を満たす教員が４名いるが、実際に制度を利用した例はない。

基準８－３－４
　専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル１）。

研究科の事務組織は専門職大学院係（臨床心理学研究科・司法政策研究科）に３名、専門職大学院支援室に２名の事務職員が配置されており、教育・研究が円滑に実施できるよう補助する体制は整っている。

学内実習施設には、相談業務と専任教員の補佐を行う臨床心理士を１名配置しているが、週２日の非常勤であり、配置人数、勤務形態ともに拡充の余地がある。実習が重要な位置を占める研究科としては「助教」の配置が望まれる。

（５）要望事項

①教員の授業外負担も含めたワークバランスをチェックする仕組みをつくり、過剰な負担が生じないよう配慮していただきたい。

②サバティカル制度の活用に向けて、利用しやすいシステムにするためのバックアップ体制を拡充するなど、必要な施策を講じ、前向きに取り組んでいただきたい。

③学内実習施設の臨床心理士の専任化と増員、教員組織における「助教」の配置も視野に入れてより充実した支援体制の整備に取り組んでいただきたい。

## 第９章　管理運営等

### （１）評価

第９章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

特になし。

### （３）第９章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、臨床心理士養成に必要な管理・運営体制を有している。また、自己点検評価や情報公開についても適切に行われている。

### （４）根拠理由

**【項目９−１　管理運営の独自性】**

| |
|---|
| 基準９−１−１<br>教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること（レベル１）。 |

研究科の運営に関する重要事項を審議する会議として、臨床心理学研究科運営会議および臨床心理学研究科教授会議、臨床心理学研究科心理臨床相談室運営会議が置かれ、独自の運営体制を有している。また、財務・将来構想・教員配置方式・学内予算・国際交流・大学院教務・学生生活・施設マネジメント・付属図書館運営など、27 余りの全学委員会に代表委員を送っている。

| |
|---|
| 基準９−１−２<br>管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が配置されていること（レベル１）。 |

管理運営を行うための事務体制は適切に整備され、各事務分掌は規定により明確に定められている。３名の専門職大学院係をはじめ各担当職員が配置されている。

基準９－１－３
教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること（レベル１）。

各教員の研究活動のための研究経費・学生への教育活動の実施のための費用である教育経費・学生支援経費・各教員に配分される管理経費・管理運営全体に必要となる経費・学生の教育のための個別学力試験費・非常勤講師経費・心理臨床相談実施経費などが確保されている。

【項目９－２　自己点検評価】

基準９－２－１
教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル１）。

「構成員の活動状況等の点検・評価」を毎年行っている。この他、研究科長は、３年ごとに構成員評価を実施し、その結果を各構成員にフィードバックしている。また、臨床心理学研究科単独でＦＤ活動とともに自己点検結果について冊子を作成し、公表している。

基準９－２－２
自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル１）。

評価の基本方針・実施項目・結果の公表・第三者評価などは、臨床心理学研究科評価委員会で継続的に見直しを図っている。全学の大学企画・評価委員会に委員を送り、評価項目の適切な設定に配慮している。

基準９－２－３
自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル１）。

臨床心理学研究科評価委員会で、評価結果を受けての改善策を継続的に検討している。全学の大学企画・評価委員会に委員を送り、ＦＤ委員会と連動した企画を立てるなど、適切な体制が整えられている。

基準９－２－４
　自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル２）。

平成 21 年度に国立大学法人評価委員会による検証を受けている。

【項目９－３　情報の公示】

基準９－３－１
　教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル１）。

教育活動等の状況について、学生便覧や大学ホームページに掲載があり、学外に積極的に情報提供されている。

基準９－３－２
　教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル１）。

教育活動等に関する各重要事項について、学生便覧や大学ホームページで公表されている。

【項目９－４　情報の保管】

基準９－４－１
　認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル１）。

「同大学構成員の活動状況等の点検・評価」のため、年度ごとに調査・情報収集が行われている。これらのすべての情報は、関係部署において適切な方法で整理・保管されている。

## 第 10 章　施設、設備及び図書館等

### （１）評価

第 10 章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

特になし。

### （３）第 10 章全体の状況

当該章のすべてを満たしており、臨床心理士養成に必要な施設、設備及び図書館等が備えられている。

### （４）根拠理由

**【項目１０−１　施設の整備】**

| |
|---|
| 基準１０−１−１<br>**評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること（レベル１）。** |

教室・演習室・実習室は、人数や授業内容に応じた多様なものが整備されている。また、臨床心理の実習用にも十分な数およびスペースの実習室が配置されている。

専攻の常勤専任教員の研究室・非常勤教員用の共同スペースなど、授業の準備のためのスペースも確保されている。また、スーパーヴィジョン・ルームなど、学生が教員から実践上の指導を受けるためのスペースも備えられている。

学生のための学習室について、スペースは十分である。図書室・図書閲覧室も独立しており、利用しやすい設計となっている。

**【項目１０−２　設備及び機器の整備】**

| |
|---|
| 基準１０−２−１<br>**各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること（レベル１）。** |

自主学習室の設備・パソコンや複写機利用の環境・資料の保管のスペース・情報管理のための設備・各種知能検査や投映法検査など、教育・研究、学生の実習を充実したものにするための不可欠な設備や機器が整備されている。

【項目１０−３　図書館の整備】

| |
|---|
| 基準１０−３−１<br>　専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル１）。 |

図書館の整備については、研究室からインターネットによる論文検索が可能であり、その他さまざまなサイトからの情報アクセスが可能となっており、学生の学習・研究活動の効果を高める体制がとられている。

学外の資料の取り寄せの申請のサービスも、十分である。

（５）要望事項

授業の場と学生の学習の場が接近している一方、教員研究室はこれらと離れている。この状況はさまざまな支障をきたすことも予想されるので、できるだけ早期に改善されることが望ましい。

## Ⅱ　申請大学院に対する認証評価の結果

### 広島国際大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果

#### １　認証評価の結果

広島国際大学大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程の評価基準に適合している。

#### ２　総評

広島国際大学大学院は、平成 15（2003）年４月に臨床心理士養成第１種指定大学院に認められた。さらに、平成 19 年４月に私学における最初の専門職大学院として、他の１校とともに設置が認可された。

今日に至るまで、大学当局が、臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程を設置し、教育施設・設備を充実させてきた取り組みを高く評価するものである。学生教育に真摯に取り組み、臨床心理士を育て、医療・福祉・教育など様々な領域に輩出するとともに、心理臨床センターにおいて数多くのクライエントに対し相談活動を行うなど、地域社会へ多大な貢献をしている。

今後一層、教員間の連携を密に取り協力し、専門職学位課程の専門性をより明確化されることが期待される。

今回の認証評価では、主として判定評価チームは「自己点検評価報告書」、「大学院基礎データ」、「事前確認事項回答書」などの書類審査を行い、加えて広島国際大学大学院へのヒアリングと２度にわたる訪問調査を重ね、慎重に作業を進めてきた。その結果を判定委員会、認証評価委員会、理事会の議を経て、この報告書としてまとめた。

審査の結果、広島国際大学大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、評価基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の基本理念や当該大学院の目的に照らし、総合的に判断して適合していると認定する。これは、高度専門職業人を養成する専門職大学院として基本的な条件を満たしており、社会的に保証できることを意味している。認証の期間は、平成 29 年３月 31 日までとする。

なお、「改善が望ましい点」は年次報告書において改善状況を記載していただきたい点であり、「要望事項」は、さらに充実した教育実践および教育環境の実現に向けて、一層のレベルアップが図られるよう提示したものである。

## ３　章ごとの評価

### 第１章　教育目的

**（１）評価**

第１章のすべての基準を満たしている。

**（２）優れた点**

建学の精神や教育目的を十分理解して、計画的な指導を行い、高度専門職業人の養成に成果をあげ、修了者の臨床心理領域での就職において実績をあげている。

**（３）第１章全体の状況**

臨床心理士養成の基本目的にそって教育が進められ、一定の成果をあげている。

**（４）根拠理由**

**【項目１－１　教育目的】**

| |
|---|
| **基準１－１－１**<br>**教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル１）。** |

当該専門職大学院の教育目的として、「地域社会、家族および教育の再生等様々な解決すべき問題が山積している人間社会で、その問題の解決を図ることができる高度な臨床実践技能を身につけた『心の専門家』の養成を目的とする」と明示されている。

ただし、教育理念において、「本学における教育は、豊かな人間性と命の尊厳を基本とする。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得を進めるとともに、健康、医療、福祉、そして生活の分野において必要とされる環境、工学、情報の各領域で活躍し得る職業人を養成する。もって、地域社会と国際社会に貢献し、人類の奉仕に寄与する」とあり、健康、医療、福祉、環境、工学、情報が列挙されているが、心理臨床の三大領域の一つである「教育」が欠けている。

| |
|---|
| **基準１－１－２**<br>**教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル１）。** |

学生に対しては、募集要項、大学院便覧等により周知を図っている。教職員においては、教員会議、ＦＤ会議等の機会を利用して共有されており、社会に向けてはホームページ等で公表している。

**基準１－１－３**
**目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル１）。**

単位取得率も高く、修了の状況も良好である。

修了者の臨床心理士資格試験の合格率は、平成 21 年度が 62.5%（受験者 16 人中、合格者 10 人）、平成 22 年度が 73.3%（15 人中 11 人）である。ともに全国平均を上回り、合格率は上昇し、教育の成果や効果が年々向上している。しかし、２年連続して 80%を下回っており、このことについての現状分析と改善策が必要とされる。

修了時ディベロップメント調査（７件法）において、「実習についての満足度」は 5.7 と高く、「カリキュラムについての満足度」は 4.4 とあまり高くない。また、修了生アンケート調査（５件法）において、「実習科目が役立っている」は 4.0 と高く、専門職学位課程の総まとめともいえる「事例研究論文作成が役立っている」は 3.1 とあまり高くない。このことについての現状分析と改善策が求められている。

授業評価がすべての授業において実施されているわけではなく、また、学外実習先の関係者、就職先等からの意見聴取も十分になされていなかった。しかし、平成 24 年２月までには、全科目に対しての授業評価と修了生の就職先の意見聴取が実施された。

**（５）改善が望ましい点**

①専門職学位課程の専門性をより明確化することが望ましい。

②修了者の臨床心理士資格試験の合格率が２年連続して 80%を下回っていることについて大学として現状分析を行い、改善策を講じ、合格率の向上に努めることが望ましい。

③学期ごとに、原則として全科目に対して学生による授業評価を行い、授業改善に役立てていくことが望ましい。

④定期的に修了生の就職先の意見聴取を実施し、授業改善に役立てていくことが望ましい。

**（６）要望事項**

「事例研究論文」を作成することが、学生にとって臨床心理士としての成長につながることである、と自覚されるような指導が望まれる。

## 第２章　教育課程

### （１）評価

第２章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

演習や実習科目はその内容と方法が充実している。授業や臨床実習への出席率も高く、個別面接、グループワーク、事例研究、チームワーク技能などの多様な訓練が行われている。

### （３）第２章全体の状況

教育課程の見直しに努めており、教育方法も総合的に判断して適切である。

### （４）根拠理由

**【項目２－１　教育内容】**

**基準２－１－１**

**教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること（レベル１）。**

本専攻の教育の特徴として、以下のことがあげられる。まず、教育・研究を、医療・保健領域、教育領域、福祉領域、産業領域の４領域に分け、領域ごとに履修モデルを設定している。そして、教育課程を、基本科目群、実践科目群、展開科目群、選択科目群の４つの科目群に分け、体系的に編成している。また、実習・演習科目に比重を置き、多数の科目が開講されている。

しかし、例えば、精神医学や発達障害、不登校、いじめ、虐待など、現代社会における基本的課題は、学生がどの領域を希望するにしても全員が履修すべきであるのに、学修しないままに修了する者もいる。体系立った教育課程に見えるが、基本的な教育内容のいくらかが漏れ落ちている。

教員が学生に修得させたいことは数多くあるが、専門職学位課程の特徴を生かすために、２年間という限られた期間では何を教えるか精選せざるを得ない。それゆえ、２年間で学生が身につけるべき課題は何か、そしてそれをどの授業科目でどのように教えるのかを、常に教員間で検討する必要がある。このような認識のもと、平成 23 年度末に授業内容の見直しがなされ改善されることが期待できるが、例えば以下の点でまだまだ検討の余地がある。

「臨床心理学原論Ⅰ」において、臨床心理学とは、臨床心理士とは、という基本を十分に取り上げていない。「臨床心理学原論Ⅱ」において、治療構造論、病態水準と面接の展開、

心理療法というテーマは重要である。「臨床心理学原論Ⅰ」「臨床心理学原論Ⅱ」の内容を平成 24 年度から改正する予定であるが、今一度内容を吟味する必要がある。

「臨床心理学原論Ⅱ」において３回、並びに「臨床心理調査研究法特論Ⅰ」「臨床心理調査研究法特論Ⅱ」が研究法や統計に関する授業であり必修である。しかし、その内容は量的研究法や統計に偏っており、また、学生の加重負担になっていないか危惧される。　さらに、「臨床心理調査研究法特論Ⅰ」「臨床心理調査研究法特論Ⅱ」はそれぞれ 15 回の授業であるにもかかわらず１単位であり、１回でも欠席すると単位認定を不可としている。

必修科目として臨床心理学における研究法について広く教授し、統計の基礎を身につけさせ、その後、選択科目として現在の「臨床心理調査研究法特論Ⅰ」「臨床心理調査研究法特論Ⅱ」のような内容を教授することも考えられる。

「精神医学・薬理学特論」は選択科目であるが、学生全員に受講させた方がよいと考えられる。

学生への評価に関して、受講態度が 40 点の科目が多く、試験はあまり実施されていない。

**基準２－１－２**

**次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル１）。**

**（１）臨床心理学基本科目**

**（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）**

**（２）臨床心理展開科目**

**（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）**

**（３）臨床心理応用・隣接科目**

**（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）**

平成 22 年度においては、臨床心理学基本科目（基本科目群５科目、実践科目群３科目）、臨床心理展開科目（基本科目群２科目、実践科目群５科目、展開科目群５科目）、臨床心理応用・隣接科目（選択科目群 24 科目）が開講されている。

教育課程再編成により、平成 23 年度においては、臨床心理学基本科目（基本科目群７科目、実践科目群３科目）、臨床心理展開科目（基本科目群２科目、実践科目群５科目、展開科目群５科目）、臨床心理応用・隣接科目（選択科目群 16 科目）となっている。

履修にあたって、領域を超えて全学生が共通して学修すべき教育内容を明確にし、教育課程の在り方やシラバスへの記載において工夫する余地がある。

基準２－１－３
　基準２－１－２の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル１）。

必修科目は３つの科目群にわたり、平成 22 年度は 38 単位、平成 23 年度は 40 単位となっている。選択科目は、平成 22 年度は 48 単位、平成 23 年度は 32 単位が開講され、10 単位以上の修得を求めている。開講単位数は、必修科目と選択科目を合わせて平成 22 年度は 86 単位、平成 23 年度は 72 単位であり、履修単位の約２倍以上の多様な科目が開講され、学生のニーズに応えることが可能な教育課程となっている。

学年進行に応じて、臨床基礎から臨床応用にと体系的に学修できるようにオリエンテーションも行われている。

２年間の最終的な学修のまとめとなる事例研究論文に関する指導の在り方については、シラバス上に学生の立場から理解されるような到達目標やそれに至るプロセスの記載が不十分である。

【項目２－２　授業を行う学生数】

基準２－２－１
　専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること（レベル１）。

丁寧で工夫された教育が行われているが、科目によって受講者数の偏りが大きく、受講者が２、３人以下の科目もあり、教育課程の見直しを引き続き行う必要がある。

【項目２−３　授業の方法】

基準２−３−１
　授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル１）。
（１）専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
（２）１年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
（３）授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

授業の計画、内容、成績評価の基準などが学生にあらかじめ周知されており、学生はまじめに努力していて、大学院生活に充実感、満足感を感じているようである。

シラバスに、学修の到達目標（学生がこの科目を履修することによってどのような力量が修得されるのか)、及び授業方法の工夫などを記載していないものがある。

心理アセスメントの学修では、学生による履修内容のばらつきがみられるとともに、基礎的な内容を学ぶことから専門性を応用して学ぶことへの流れがシラバス上にもみられない。

ロールプレイを重視しているにもかかわらず、録画装置を利用していない。

学生の発表によるスタイルの授業において、発表担当者以外の学生による発言はあまりなく、受け身的な態度で受講している者がいた。また、福祉的対人援助と臨床心理士による関与との重なっているところと異なっているところに関しての教育が十分とはいえない。

【項目２−４　履修科目登録単位数の上限】

基準２−４−１
　各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として 38 単位が上限とされていること（レベル１）。

学生が１年間に履修登録できる単位数は 38 単位以内と決められている。

（５）改善が望ましい点

①すべての学生が身につけるべき学修課題は何か、そしてそれをどの授業科目でどのように教えるのかを、教員間で十分に検討することが望ましい。

②シラバスを十分検討し、改善することが望ましい。

**（６）要望事項**

①心理アセスメントの学修については、基礎から応用に向けた学修の構造や位置づけを提示し、指導することが望まれる。

②ロールプレイを、より有効に活用することが望まれる。

③定期的に、教育課程の見直しをすることが望まれる。

## 第３章　臨床心理実習

### （１）評価

第３章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

学内実習施設である心理臨床センターでは、相談回数が延べ2,500回以上を数えており、大学院として地域に大きな貢献をしている。

教員がすべてのケースのインテークに関わるなど積極的に関与しており、心理臨床センターの発展が教員の努力によるものであることが理解される。また、臨床指導やスーパーヴィジョンなど、学生指導に教員が積極的に関わっていることも特筆される。

### （３）第３章全体の状況

心理臨床センターの活発な活動など、臨床心理実習において適切な教育が行われている。

### （４）根拠理由

**【項目３−１　学内実習施設】**

| |
|---|
| 基準３−１−１<br>学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル１）。 |

心理臨床センターは、臨床心理実習を行うに必要十分な施設が整備されている。モニター設備が充実しており、学生のロールプレイング学習、臨床心理面接実習等に優れている。また、いくつか検討を要する点があったが、平成24年２月までに概ね改善された。

心理臨床センターにおいては、ケースカルテの一括管理ができておらず、受理ケースごとの一括管理が求められる。また、親面接の記録と学生の面接記録も、心理臨床センターに管理されていなかった。この点に関しても、ケースカルテや面接記録が心理臨床センター内に一括管理されるよう改善に努めている。

各相談室に防犯ブザーが設置されるようになったが、緊急時や不測の事態への対応策（マニュアルや連絡体制等）は必ずしも十分ではない。

**【項目３−２　学内臨床心理実習】**

| |
|---|
| 基準３−２−１<br>学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル１）。 |

心理臨床センターでは相談回数が延べ 2,500 回以上を数えており、学生が担当できるケース数は確保できている。また、地域社会に大きな貢献をしている。

相談内容は発達障害と情緒不安定が多く、来談者は小学生とその保護者が多いが、積極的に広報活動を行った影響か、来談者の層が次第に広くなってきた。

スーパーヴィジョンに関しては、教員の役割分担による機能が必ずしも明確でなく、教員間の負担に偏りが見られる。

学生のケース担当者を決定するにあたっては、教員が、各学生の臨床的成長状態と臨床実習の機会の与え方に専門的配慮を行い、最終的に担当者を決定するというシステムが必要である。

**【項目３−３　学外実習施設】**

**基準３−３−１**
**学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル１）。**

学外実習では、医療・保健領域 14 か所、福祉領域 10 か所、教育領域 17 か所にわたって実習が行われており、例外を除き、臨床心理士の勤務する施設が確保されている。

また、１機関における実習生数は原則１～３人と、きめ細かい指導が行われている。

**【項目３−４　学外臨床心理実習】**

**基準３−４−１**
**学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル１）。**

臨床指導に関しては、曜日毎にセンターにいる教員による指導が役立っていると学生は感じている。しかし、所属キャンパスの立地の関係で、学生指導に支障をきたす場合もある。

**（５）要望事項**

①多様なクライエントが来談することが望まれる。

②相談室における不測の事態への対応策に関し、より一層検討することが望まれる。

③学生のケース担当者を決定する方法を明確にすることが望まれる。

## 第４章　学生の支援体制

### （１）評価

第４章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

学生が指導を受けるための選択肢を複数用意し、教員を活用することができる機会を提供している。また、奨学金制度により、学生が学業に専念できるような体制が整備されている。

### （３）第４章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、学生が安心して学習や実習に取り組めるような体制が概ね整備されている。

### （４）根拠理由

**【項目４−１　学習支援】**

**基準４−１−１**

**学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル１）。**

事務職員による履修方法及び大学の支援体制に関するガイダンスを行い、大枠のガイダンスが行われた後、専攻教員により教育目的にそった形でガイダンスを行っており、履修方法及び相談体制について周知している。

実習などにおいて学生が体験する様々なストレスや倫理上の諸問題については、チュートリアル制度を導入し、臨床指導や論文指導以外の教員にも相談できる体制を整備している。一方で、臨床指導及び論文指導が同一教員である場合とそうでない場合とがあり、物理的に学生との距離の近い教員に相談が集中することがある。さらに、教員の負担に偏りが見られる。

**基準４−１−２**

**目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル１）。**

教員研究室は学生研究室の近くに設置され、研究室内部が見えるようになっている。また、オフィスアワーの設定はないが、ガイダンス時に教員の連絡先が伝えられ、適宜相談

に応じる体制をとっている。ほかにも、年に２回の学生との意見交換会等により、教員と学生がコミュニケーションを図れるよう努めている。

**基準４－１－３**
**各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル２）。**

心理臨床センターに学内実習補助者を３名（助教１名、臨床心理相談員２名）配置するとともに、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。しかし、心理臨床センターで行っているケース数と実習担当者数を考えると、実習指導が学生全員に公平に行き届くか懸念される。

**基準４－１－４**
**多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対策が講じられていること（レベル１）。**

社会人入学者に対して、チュートリアル教員による指導や学部の心理学関連の授業の聴講の推奨により、社会人等の入学生に対する対策が講じられている。しかし、学部授業の聴講については、キャンパス間の移動時間がかかりすぎるため、運用上は機能していない。

その中で、学部で心理学を学んでいない社会人は臨床心理学原論でその不足を補い、非常に役に立っていると評価している。しかし、臨床心理士資格試験の合格率を考えると、それだけでは心理学及び臨床心理学の体系的な知識の教授としては十分ではないと考えられるため、社会人学生への基礎学力を補うための支援も含め、体系的な知識を教授するための実用的な対策を講じる必要がある。

**【項目４－２　生活支援等】**

**基準４－２－１**
**学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること（レベル２）。**

奨学金制度は、日本学生支援機構の奨学金のほか、大学院及び大学独自の給付制奨学金を整備するなど、充実している。また、学生が学会発表あるいは参加する際に、費用を補助するための研究活動奨励金も整備し、利用者も多く、教育課程の履修に専念できるよう努めている。

一般の生活支援については、学生相談室、保健室、ハラスメント相談員、相談用メールアカウントなど、学生の相談受付窓口を複数設置し、修学や学生生活に関する支援体制を

整備している。これらの生活支援体制を広島キャンパスにおいてさらに充実させることが望ましい。

【項目４−３　障害のある学生に対する支援】

| |
|---|
| 基準４−３−１<br>身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル２）。 |

これまで入学者はいないものの、該当者が出た場合、入試前に事前相談を行い、適切な対応を行う体制を整えている。入学後には、車いすで受講できる配慮、ノートテイカー、拡大鏡の設置等状況に応じた施設の整備に努めている。また、障害者用トイレの設置など施設面でのバリアフリー化に努めている。

【項目４−４　職業支援（キャリア支援）】

| |
|---|
| 基準４−４−１<br>学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル２）。 |

就職支援担当教員を置き、キャリアセンターと連携しながら随時相談に応じる体制を整えている。大学院修了後に常勤職への就職が多いことは評価できる点である。また、臨床心理士資格の取得のために、教員と修了生との連絡を密にし、修了後においても支援を継続している。

ただし、専門職への就職であるため、学部生への就職ガイダンスと異なる支援が求められ、適性や情報収集については、キャリアセンターだけでなく、専攻教員による助言も必要と考えられる。

（５）要望事項

心理学及び臨床心理学の基礎学習のための対策として、学部授業の聴講は現実的に難しい実態があるため、指導体制の工夫等を含めて検討されることが望まれる。

## 第５章　成績評価及び修了認定

### （１）評価

第５章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

特になし。

### （３）第５章全体の状況

厳正な評価に努めるとともに、評価の方法と基準をシラバスに明示し学生に周知するなど、一定の成果をあげている。

### （４）根拠理由

**【項目５－１　成績評価】**

**基準５－１－１**

**学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル１）。**

**（１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。**

**（２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。**

**（３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。**

**（４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。**

成績評価は、大学院規則に則りその基準によって実施されている。学生への周知は、履修の手引き及びシラバスで行われている。

成績分布に関するデータを学生に公開していなかったが、平成 24 年１月から掲示するようになった。

小グループの授業において、学生の質と授業方法の妥当性、授業内容、教員同士の連絡、成績評価の在り方などについて検討する必要がある。

**基準５－１－２**

**学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル１）。**

当該大学院以外の機関における履修結果を単位認定する際には、教育課程の一体化が損

なわれないように、単位互換協定を締結している機関を持たないなど、かなり厳正に単位認定がなされるような措置を講じている。

【項目５−２　修了認定】

基準５−２−１

専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル１）。

（１）２年（２年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、44 単位以上を修得していること。
この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア　教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、20 単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ　教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて 20 単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1 年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（２）次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

ア　臨床心理学基本科目　　16 単位
イ　臨床心理展開科目　　18 単位
ウ　臨床心理応用・隣接科目　　10 単位

（３）（１）及び（２）を踏まえて、総合的に判定が行われること。

修了要件は、すべての基準を満たしている。すなわち、在籍年数及び修得単位数、臨床心理学基本科目、臨床心理展開科目、臨床心理応用・隣接科目それぞれについての規定の単位数を修得するようになっており、教員会議による総合的な判定が行われている。

このように多様な方策をとることで、適切な修了判定がなされている。

平成 19 年度 16 名中 15 名、平成 20 年度 28 名中 25 名が修了判定合格となっている。

（５）要望事項

小グループの授業において、成績評価の在り方について検討を続けることが望まれる。さらに、成績評価に大きく関連する、授業内容・授業方法・教員同士の共通理解の在り方などについても併せて検討することが望まれる。

## 第６章　教育内容及び方法の改善措置

### （１）評価

第６章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

特になし。

### （３）第５章全体の状況

教育内容及び方法の改善に努めている。

### （４）根拠理由

**【項目６－１　教育内容及び方法の改善措置】**

| |
|---|
| 基準６－１－１<br>教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル１）。 |

学生との意見交換会、専攻主催のセミナー・シンポジウム、学生へのアンケート、全学及び専攻のＦＤ活動を行い、外部評価を受けるなど、教育内容の改善のための研修・研究を組織的に実施している。このように、さまざまな取り組みを行い、教員同士が顔を合わせる機会をつくっており、そのことがチーム力のアップにつながると考えられる。

大学院合同研究会や専攻主催のセミナー・シンポジウムは、学生に対する発問・応答等の教育方法の改善に関する内容は含まれていないため、今後はそのような内容も充実させていく必要がある。

また、特に基本科目等で教えるべき内容や方法について、教員同士の話し合いを深めながら検討を進めていくことが望ましい。

| |
|---|
| 基準６－１－２<br>実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル２）。 |

授業において、実務家教員と研究者教員同席のもとで双方の視点を補完する形態をとっている。

基準６－１－３
　教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを有効に活用すること（レベル１）。

学生による授業評価アンケートは、各学期８科目だけに実施していたが、平成 23 年度後期より全授業科目において実施するようになった。

学生による授業評価アンケートの結果をＦＤ委員会で報告し、レスポンスシートを用いて、教員ごとに結果を活用する体制がとられており、５点満点中 3.0 点以下の項目内容を早急な改善対象とするなど組織的に改善に取り組んでいる。

なお、学生へのインタビュー調査において、「授業への満足度は高いものの、アンケートの質問項目に適切ではないものがあるため、授業評価が低くなる」という意見があった。

（５）要望事項

①教育方法改善のための取り組みをより充実させることが望まれる。

②基本科目で教える内容や取り上げるべきトピックについて、教員同士の話し合いを深めていくことが望まれる。

③授業評価アンケートにおいて、意見聴取の方法や項目内容について検討することが望まれる。

## 第７章　入学者選抜等

### （１）評価

第７章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

入学者の選抜過程に全教員が直接関与しており、全教員が大学院運営に関与しやすく、教員同士の連携を良好に維持するシステムである。

筆記試験において高得点であっても、口述試験において不適格と判定された受験生を不合格としており、臨床心理士としての適性を的確に評価しようと努めている。

### （３）第７章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしているが、在籍者が収容定員を大きく上回る年度があるので、適正な在籍者数を維持するように努めること。

### （４）根拠理由

**【項目７−１　入学者受入】**

**基準７−１−１**
**公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル１）。**

選抜方法（書類審査、基礎知識考査、面接試問）と実施法（教員４～５人によるチーム面接法）ともに要件を満たしている。教育の理念及び目的に照らした、アドミッション・ポリシーを設定し、公表に努めている。

**基準７−１−２**
**入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル１）。**

社会人入学者、心理学関連の学部出身者以外にも幅広く入学者を受け入れており、アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜が実施されている。

**基準７−１−３**
**入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル１）。**

入学者選抜の機会は、すべての志願者に対して公正に与えられている。また、自校出身者以外の入学者は、過去５年間の平均で 44%であり、広く門戸が開かれている。

基準７－１－４
入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル１）。

入学者選抜は筆記試験及び口述試験によって総合的に判断されており、各試験の評価は複数の教員で行っている。また、筆記試験において高得点であっても、口述試験において不適格と判定された受験生を不合格としており、臨床心理士としての適性を的確に評価しようと努めている。

基準７－１－５
入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル２）。

社会人や留学生等、多様な経験を有する者を入学させるよう努めている。

【項目７－２　収容定員と在籍者数】

基準７－２－１
在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないようにすること（レベル１）。

入学定員は 20 人、収容定員は 40 人である。在籍者数は、平成 19 年度 90.0%、平成 20 年度 87.5%、平成 21 年度 110.0%、平成 22 年度 137.5%、平成 23 年度 112.5%であり、３年間連続して収容定員が 110%以上である。
なお、平成 23 年度の内訳は、修士１年生 18 人、修士２年生 27 人（うち２名は留年生）である。

基準７－２－２
入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること（レベル２）。

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めている。

（５）要望事項
適正な在籍者数を維持するように努めること。

## 第８章　教員組織

### （１）評価

第８章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

特になし。

### （３）第８章全体の状況

教員数が不足していたときもあったが、増員し、教員組織の充実に努めている。

### （４）根拠理由

**【項目８－１　教員の資格と評価】**

| |
|---|
| 基準８－１－１<br>研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル１）。 |

教授３名、准教授３名構成になっており、教育上必要な教員数を満たしていないものの、現在、増員に向けた具体的手続きを進めており、平成 24 年４月に、教員１名を増員することが決定している。なお、全教員が臨床心理士資格を有している。

| |
|---|
| 基準８－１－２<br>基準８－１－１に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的･職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル１）。<br>（１）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者<br>（２）専攻分野について、高度の技術・技能を有する者<br>（３）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 |

平成 25 年度まで認められている「W専任」（解釈指針８－１－２－４）の教員が１名いるが、広島キャンパスと東広島キャンパスとの距離があるだけに、兼任するには無理がある。

教員の専門性に関して、福祉領域、医療領域、教育領域など、実務領域の多様性が確保されている。

【項目８－２　専任教員の担当授業科目の比率】

基準８－２－１
　教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル１）。

必修科目における専任配置率は 95%であり要件を満たしている。

【項目８－３　教員の教育研究環境】

基準８－３－１
　教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられるように努めていること（レベル２）。

年間 40 単位以上１名、20 単位以上４名である。さらに、単位上には現れない学生への面接指導などを行っており、授業負担量は大きい。また、教員間の負担量に偏りが見られる。

基準８－３－２
　専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル１）。

教員研修日を１日確保し、臨床活動による研鑽が行われていることは評価できる。

基準８－３－３
　専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル２）。

研究休暇制度は設けられていない。

基準８－３－４
　専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル１）。

現在、心理臨床センターには助教１人と非常勤臨床心理士２人が配置されている。

### （５）要望事項

①遅くとも平成 26 年３月までに、教員１名の採用を決定すること。

②心理臨床センターの助教１名及び非常勤臨床心理士２名に関して、今後も仕事量に見合った人数を維持すること。

③教員間の負担の偏りを解消するよう努めることが望ましい。

④研究休暇制度を設けることを検討することが望ましい。

## 第９章　管理運営等

### （１）評価

第９章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

外部の有識者による第三者評価を重視している。

### （３）第９章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、運営組織、点検・評価組織など体制が整っている。

### （４）根拠理由

**【項目９−１　管理運営の独自性】**

| |
|---|
| 基準９−１−１<br>教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること（レベル１）。 |

大学院の運営に関する重要事項を審議する「専門職学位課程委員会」が設置され、独立した運営体制となっている。

| |
|---|
| 基準９−１−２<br>管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が配置されていること（レベル１）。 |

評価対象大学院係として適数の事務職員が置かれ、独立予算計上を行っており管理運営の基本要件を満たしている。

| |
|---|
| 基準９−１−３<br>教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること（レベル１）。 |

学生の外部スーパーヴィジョン費の支給等、教育活動を適切に実施するための経費が確保されている。また、心理臨床センターの収益の使用についても配慮がなされている。

【項目９−２　自己点検評価】

基準９−２−１
教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル１）。

定期的に教育評価（自己評価、第三者評価）を実施し、ホームページで公表している。

基準９−２−２
自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル１）。

専攻内に自己点検評価委員を選出し、６評価規準、18 項目を設定し、適正な組織構成のもと、定期的に評価を行っている。

基準９−２−３
自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル１）。

自己点検評価の結果を活用し、今後の改善に役立てる体制が構築されている。

基準９−２−４
自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル２）。

専門職学位課程教育評価委員に、外部の有識者６名が入り、内容の把握と改善に向けた検証が行われている。

【項目９−３　情報の公示】

基準９−３−１
　教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル１）。

教育活動等の状況については、大学院便覧、シラバス等で公開している。

基準９−３−２
　教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル１）。

教育活動等に関する様々な重要事項は、学生便覧、学生募集要項、ホームページに公表されている。

【項目９−４　情報の保管】

基準９−４−１
　認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル１）。

自己点検評価及び教育活動等に関する重要事項等の情報は収集され、適切な方法で管理されている。

## 第 10 章　施設、設備及び図書館等

### （１）評価

第 10 章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

特になし。

### （３）第 10 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、施設、設備等が概ね整備されている。

### （４）根拠理由

**【項目１０−１　施設の整備】**

| |
|---|
| 基準１０−１−１<br>評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること（レベル１）。 |

図書館は手狭であるが、教員及び学生に必要十分な教室、学生研究室等の施設が備えられている。

**【項目１０−２　設備及び機器の整備】**

| |
|---|
| 基準１０−２−１<br>各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること（レベル１）。 |

心理検査やＰＣをはじめとした必要な機器備品及び設備が整備されている。

【項目１０−３　図書館の整備】

| |
|---|
| 基準１０−３−１<br>　専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル１）。 |

図書館職員は司書資格を有しており、プライバシー保護を要する図書・資料は厳重に管理されている。しかし、狭い室内に高書架であり、閲覧座席数も 14 席と限られている。

（５）要望事項

図書閲覧室のスペースを広くすることが望まれる。

## Ⅱ　申請大学院に対する認証評価の結果

### 帝塚山学院大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果

#### １　認証評価の結果

帝塚山学院大学大学院人間科学研究科臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程の評価基準に適合している。

#### ２　総評

帝塚山学院大学の臨床心理分野の学部や大学院が、わが国の心理臨床の教育・研究、実践において果たしてきた役割は極めて大きいものがある。

平成 17 年４月に九州大学に臨床心理分野の専門職大学院が初めて設置されたが、それに対して帝塚山学院大学大学院は､平成 19 年４月に私学における最初の専門職大学院として、他の１校とともに設置が認可された。以来、教育課程、入学試験、教員組織、学生支援などの実践を重ねて、多くのデータを蓄積し、専門職大学院（学位課程）としての重要な役割を果たしてきた。とりわけ、教育・医療・福祉・産業領域等において 50 を超える臨床心理実習機関が用意され、学生の外部実習の機会が十分に提供されていることは特筆に値する。すでにその教育効果は修了生による評価にも反映されているが、専門家集団による教員組織のさらなる充実があれば、専門職大学院のモデルとして一層の発展が期待できる。

今回の認証評価では、主として判定評価チームが「自己点検評価報告書」､「大学院基礎データ」､「事前確認事項回答書」などの書類審査を行い、加えて帝塚山学院大学大学院のヒアリングと訪問調査を重ね、慎重に作業を進めてきた。その結果を判定委員会、認証評価委員会、理事会の議を経て、この報告書としてまとめた。

審査の結果、帝塚山学院大学大学院人間科学研究科臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、評価基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の基本理念や当該大学院の目的に照らし、総合的に判断して適合していると認定する。これは、高度専門職業人を養成する専門職大学院として基本的な条件を満たしており、社会的に保証できることを意味している。認証の期間は、平成 29 年３月 31 日までとする。

なお､「改善が望ましい点」は年次報告書において改善状況を記載していただきたい点であり､「要望事項」は、さらに充実した教育実践および教育環境の実現に向けて、一層のレベルアップが図られるよう提示したものである。

## ３　章ごとの評価

### 第１章　教育目的

**（１）評価**

第１章のすべての基準を満たしている。

**（２）優れた点**

教育の理念や目的を十分理解して、計画的な指導を行い、高度専門職業人の養成に一定の成果をあげ、私学のモデル大学院として先駆的役割を果たしている。

**（３）第１章全体の状況**

当該章のすべての基準を満たしており、臨床心理士養成の基本理念や目的にそって教育が進められ、一定の成果をあげている。

**（４）根拠理由**

**【項目１−１　教育目的】**

| |
|---|
| 基準１−１−１<br>教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル１）。 |

当該大学院の教育目的は、『さまざまな「心の問題」に対して、高度な専門知識と豊かな心理臨床経験と実践力を備え、かつ倫理性を充分にわきまえた質の高い「臨床心理分野の高度専門職業人」の育成』と明示されている。具体的に、５つの資質を備えた人材の養成をあげ、そのための教育の内容と方法を積極的に展開している。

| |
|---|
| 基準１−１−２<br>教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル１）。 |

学生に対しては、募集要項や大学院案内パンフレット、学生要覧、入学後のオリエンテーションで、教職員には専攻会議やＦＤ委員会の機会で周知を図り、社会に対しては大学院案内、ホームページ等で公表されている。

| |
|---|
| 基準１−１−３<br>目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル１）。 |

学生の単位取得状況は90%以上であり、「秀」と「優」の評価を合わせたパーセンテージがほぼ80%であり、学習の成果を示している。

臨床心理士の合格率は臨床心理士養成大学院の平均合格率を上回っているものの、80%を下回ることがあり、大学院側もこの点についての認識はあり、改善に向けた取り組みが始まっている。

### （５）要望事項

臨床心理士の合格率が常に専門職大学院の基準を超えるように継続的な取り組みが求められる。

## 第２章　教育課程

### （１）評価

第２章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

①教育課程が十分に機能しており、特に地域援助に関する心理臨床実践が充実している。

②事前・中間・事後の実習指導体制や大学院からのバックアップ（スーパーヴィジョン補助金の確保等）が充実している。

### （３）第２章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、臨床心理士養成の基本理念や目的にそって教育課程が配置され、教育方法も総合的に判断して適切なものである。

### （４）根拠理由

**【項目２−１　教育内容】**

| |
|---|
| 基準２−１−１<br>教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること（レベル１）。 |

臨床心理士養成において中心となる４つの枠組み（事例研究、査定学、地域援助学、面接学）を設定し、それを十分に満たす教育課程を構成している。とりわけ、地域社会との連携や他機関との協働を生かした地域援助実践を学ぶ教育課程が充実している。

| |
|---|
| 基準２−１−２<br>次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル１）。<br>（１）臨床心理学基本科目<br>（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）<br>（２）臨床心理展開科目<br>（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）<br>（３）臨床心理応用・隣接科目<br>（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。） |

臨床心理学基本科目（臨床心理学基幹科目 10 科目）、臨床心理展開科目（臨床心理展開科目 11 科目）、臨床心理応用・隣接科目（臨床心理選択科目を含む特修科目 14 科目）が開講されており、臨床心理学基本科目及び臨床心理展開科目はすべて専任教員が担当している。

基準２−１−３
基準２−１−２の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル１）。

必修科目は４つの枠組み（事例研究、査定学、地域援助学、面接学）で構成された 42 単位、選択科目は 10 単位以上、計 52 単位を修得するようにしており、基準に適合している。開講単位数は 68 単位（平成 23 年度）、82 単位（平成 22 年度）で、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の内容が備えられており、理論及び実践のバランスがとれた教育課程となっている。

【項目２−２　授業を行う学生数】

基準２−２−１
専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること（レベル１）。

科目別の受講者はおおむね 20 名前後で適切な規模での受講者数を維持しているが、受講者が５名以下の科目が８科目あり、適切な人数か否か検討が必要である。

【項目２−３　授業の方法】

基準２−３−１

授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル１）。

（１）専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

（２）１年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

（３）授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

多彩な授業科目が開講されており、幅広い学習ができるように工夫されている。授業の方法としては、ディスカッション、発表に重点を置いた評価を行うことで双方向的な討論が活発に展開されるようにし、ロールプレイ、現場体験、事例研究等を中心に、複数教員の指導のもと具体的な問題解決に必要な臨床心理的専門性の修得を高める方法がとられている。

学外実習については、実習機関を４つの領域（教育、福祉、医療・保健、司法・矯正その他）にわたって 63 機関を確保しており（平成 22 年度）、学生の実習の機会を充実させている。「臨床心理地域援助学演習Ⅰ・Ⅱ」の中で、実習に関する事前指導も十分に行われている。

授業の内容や方法、評価基準などは、シラバスやガイダンス等で説明し、ホームページ上に公開して学生に周知させている。

学生の自習については、設備が十分に整備されており、自習時間を考慮した時間割を工夫するとともに、シラバスに自習すべき事項の指示が具体的になされ、学生の自習指導が行われている。

【項目２−４　履修科目登録単位数の上限】

基準２−４−１

各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として 38 単位が上限とされていること（レベル１）。

キャップ制により、学生が１年間に履修できる単位数は 38 単位が上限として決められている。

（５）要望事項

①人材養成の目的に照らして、発達障害や精神薬理学、産業心理学といった臨床心理実

践に関する科目を整備し、充実させることが望ましい。

②精神医学や心身医学といった医療関連科目の受講者がやや少ないが、これらは臨床心理実践の重要な一分野でもあるので、理論的基礎を学ぶ機会をさらに充実させることが望ましい。

③シラバスの記載にばらつきが見られるため、専攻として統一し、内容を充実することが望まれる。

## 第３章　臨床心理実習

### （１）評価

第３章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

学外臨床心理実習では、「堺市こども電話相談」を含む多様な実習内容と時間数が設定され、さまざまな領域や施設の特徴、臨床心理士として求められる役割の違い等を学べる充実した実習体制が整備されている。毎回の実習ごとに教員がコメントや指導を行っており、実習成果を高めるためのきめ細やかな指導が行われている。

### （３）第３章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、臨床心理士養成の基本理念や目的にそって臨床心理実習が行われている。

### （４）根拠理由

**【項目３−１　学内実習施設】**

| |
|---|
| 基準３−１−１<br>学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル１）。 |

学内実習施設には、個別面接室３室、集団面接室１室、遊戯療法室３室、カンファレンス室２室、待合室が整備されて充実している。集団療法室にはモニターが設置されており、ケースの指導に活用されている。

事務室には面接記録専用の鍵付き保管庫等の必要な備品があり、職員も配置されている。関係者以外の立ち入りは制限されており、同一建物内には障害者用トイレ等の設置もある。遊戯療法室内のセラピーマット、非常ベル、非常口、防犯用具など安全を確保するための基本的な対策がとられているが、室内の柱のカバーや窓の整備など、まだ不十分な点が認められる。

**【項目３−２　学内臨床心理実習】**

| |
|---|
| 基準３−２−１<br>学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル１）。 |

学生は、学内実習施設で多様なケースに接する機会を得ている。すべての学生がインテーク面接陪席とケース担当を行い、担当ケース数は一人当たり平均 3.7 ケースと十分な内容と時間が確保されている。倫理遵守やケースに関する指導は、週１回のケースカンファレンスだけでなく、各面接の前後に教員や臨床経験年数 10 年以上の臨床心理士有資格の非常勤相談員が行っており、責任のある指導体制となっている。

スーパーヴィジョンとしては、学内教員及び有資格非常勤相談員による個人スーパーヴィジョンのほか、グループスーパーヴィジョン、学外教員による個人スーパーヴィジョンがあり、学生が必要に応じて適切なスーパーヴィジョンを受けられる体制が整えられている。

**【項目３−３　学外実習施設】**

**基準３−３−１**
**学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル１）。**

学外実習施設として、医療・保健領域では精神科病院、心療内科病院、小児科病院等 22 ヵ所、教育領域では小中学校の特別支援や適応指導、教育センター等 34 ヵ所、福祉領域では児童相談所、児童養護施設等６ヵ所、司法・矯正領域では青少年クリニック１ヵ所を確保している（平成 22 年度）。さらに「堺市子ども電話相談」を委託業務として行っており、幅広く充実した学外実習が行われている。

**【項目３−４　学外臨床心理実習】**

**基準３−４−１**
**学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル１）。**

作成された手引きをもとに適切な指導が行われている。各領域をそれぞれ最低 45 時間の実習活動を目安とするなど、十分な内容、時間数が確保されている。各施設の担当者との連携も緊密に行われており、実習日程、人数、実習内容等について協議、調整し、実習計画を立てている。

実習中は、原則として毎回の実習レポートの提出、フォローアップ授業（修士１年生は週１回、修士２年生は隔週）への参加を課している。教員は実習レポートに毎回コメントしており、各学生の実習状況の十分な把握と適切な指導が行われている。

**（５）改善が望ましい点**

遊戯療法室や面接室の安全管理に一層の配慮が望まれる。

**（６）要望事項**

①面接記録、スーパーヴィジョン資料等、心理臨床活動にかかわる資料は、すべてセンターが一元的にかつ厳重に管理する体制を整えることが望まれる。

②ケース担当数、スーパーヴィジョンを受けている回数が少ない学生もいるため、一層の指導や配慮が望まれる。

③さらにきめ細やかな実習指導の充実を図るため、実習指導を担当する教員や教育補助者の拡充が望まれる。

## 第４章　学生の支援体制

### （１）評価

第４章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

遠隔地からの一人暮らし学生を対象としたドミトリースカラシップ制度、「帝塚山学院大学奨学基金」の新設予定など、充実した奨学金制度が整備されている。加えて、学外スーパーヴィジョンにかかる補助金制度が設けられており、専門性確保のための積極的な経済的支援が行われている。

### （３）第４章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、学生が安心して教育課程の履修に取り組める体制が整備されている。

### （４）根拠理由

**【項目４−１　学習支援】**

**基準４−１−１**

**学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル１）。**

修士１、２年生全員に対して年度当初のオリエンテーションを実施し、必修科目や選択科目の履修を指導している。学内外の実習については、別途履修オリエンテーションを実施し、教員からの履修指導に加えて上級生からの情報提供等も行うなど、十分な指導体制を整備している。

**基準４−１−２**

**目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル１）。**

学生に対して、主指導教員と副指導教員の２名の体制をとり、主指導教員は毎週時間を定めて相談、指導・助言が行える体制を整えている。教員からの助言・指導を行うためのカンファレンスルーム、学生同士が互いにコミュニケーションを図るための談話室が学生用学習・研究室に近接して整備されている。

基準４－１－３
各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル２）。

臨床心理士有資格の非常勤相談員が学内実習指導の補助者として置かれており、インテーク面接、ケース面接の助言・指導に当たっている。修士２年生を１年生の演習科目のＴＡとして活用している。

基準４－１－４
多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対策が講じられていること（レベル１）。

社会人入学者に対しては、必要に応じて、大学学部で開講されている心理学基礎科目の履修指導、大学院授業の補講、オフィスアワーにおける指導を行い、基礎学力を補うための対策を講じている。

【項目４－２　生活支援等】

基準４－２－１
学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること（レベル２）。

日本学生支援機構の奨学金のほか、「ドミトリースカラシップ制度」等の複数の貸与・給付の奨学金制度があり、さらに「帝塚山学院奨学基金」の新設が計画されている。学外スーパーヴィジョンにかかる補助金も設けられており、教育課程の履修に専念できるよう努めている。学生生活支援についても、複数の相談窓口を設置し、支援体制を整備している。

【項目４－３　障害のある学生に対する支援】

基準４－３－１
身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル２）。

身体に障害のある受験者に対して、試験実施に関する具体的措置が決められている。各種教育施設は車いす使用が可能な施設・設備となっており、学習や生活上の支援体制の整備に努めている。

【項目４−４　職業支援（キャリア支援）】

| |
|---|
| 基準４−４−１<br>学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル２）。 |

「就職ガイダンス講座」の実施、大学キャリアセンターによる求人情報の提供、修了生による就職体験説明会を行っている。教員は、修了生や修了生の就職先との連絡・連携を密にし、定期的に相談できる機会を確保するよう努めている。

（５）要望事項

①学外スーパーヴィジョンの一層の充実を図るため、補助金のさらなる整備が期待される。

②学生に対する個別の就職ガイダンスや相談の場を充実するなど、就職支援におけるさらなる工夫が望まれる。

## 第５章　成績評価及び修了認定

### （１）評価

第５章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

特になし。

### （３）第５章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の教育評価として厳正に評価されるよう努めている。また評価の方法と基準がシラバスに明示され、適切な修了判定が基準にそってなされている。

### （４）根拠理由

**【項目５−１　成績評価】**

| |
|---|
| 基準５−１−１<br>学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル１）。<br>（１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。<br>（２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。<br>（３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。<br>（４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。 |

成績評価は、大学院学則に則りその基準によって実施されている。

学生への周知は、学生要覧及びシラバスで行われており、成績評価の結果は必要な情報とともに学生へ告知されている。

| |
|---|
| 基準５−１−２<br>学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル１）。 |

教育課程の一体性を損なわないために、他研究機関での成果に対する単位の認定は実施していない。

【項目５−２　修了認定】

基準５−２−１

専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル１）。

（１）２年（２年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、44 単位以上を修得していること。
この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア　教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、20 単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ　教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて 20 単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1 年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（２）次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

ア　臨床心理学基本科目　　16 単位
イ　臨床心理展開科目　　18 単位
ウ　臨床心理応用・隣接科目　　10 単位

（３）（１）及び（２）を踏まえて、総合的に判定が行われること。

修了要件はすべての基準を満たしている。すなわち、在籍年数及び修得単位数、臨床心理学基本科目、臨床心理展開科目、臨床心理応用・隣接科目のそれぞれの規定の単位数を踏まえ、専攻会議による総合的な判定が行われている。平成 20 年度 15 名、平成 21 年度 20 名が修了判定合格となっている。

（５）要望事項

①評価が一定基準に達していない学生に対しては、なお一層の指導の改善が望まれる。

②事例研究統括レポートについては、内容、量、参考文献も含め、研究論文としての質が確保されるよう、より一層の指導が望まれる。

## 第６章　教育内容及び方法の改善措置

### （１）評価

第６章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

特になし。

### （３）第６章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、授業評価をＦＤの枠組みで行うなど、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。

### （４）根拠理由

**【項目６−１　教育内容及び方法の改善措置】**

**基準６−１−１**
**教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル１）。**

ＦＤ委員会が月１回開催され、教育内容及び方法の改善のための研修・研究が組織的に実施されている。毎年、入学時、進級時、修了時にＦＤアンケート調査を行い、アンケート結果からあげられた問題について担当教員全員で検討し、次年度の授業改善に努めている。

**基準６−１−２**
**実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル２）。**

実務家教員と研究者教員が、臨床心理査定学実習、臨床心理面接学実習、臨床心理地域援助学演習・実習、臨床心理事例研究演習、総合的事例研究演習など多岐にわたって共同で授業を実施し、理論と実践の両側面を有機的に結びつける教育が行われている。また、実務家教員と研究者教員が臨床の場を共有している。

**基準６−１−３**
**教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを有効に活用すること（レベル１）。**

学生による授業評価アンケートを学期ごとに実施し、結果をＦＤ委員会で検討し、報告している。平成 22 年度の結果については、平成 23 年度のカリキュラム及び授業内容に反映するよう努めている。

**（５）要望事項**

授業評価アンケート、ＦＤについては、今後もなお一層の努力を重ねることが望まれる。

## 第７章　入学者選抜等

### （１）評価

第７章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

特になし。

### （３）第７章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、アドミッション・ポリシーに基づき、社会人を含めた受験資格を有するすべての者に対して、公正な入学者選抜が実施されている。また、選抜方法、入学者定員の管理等も総合的に判断して適切である。

### （４）根拠理由

**【項目７−１　入学者受入】**

**基準７−１−１**
**公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル１）。**

教育の理念及び目的に照らして、心理系学部・学科出身以外の卒業生や社会人を対象に、臨床心理分野の高度専門職業人としての資質に関するアドミッション・ポリシーが設定されている。また、教育理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等については、ホームページ及び大学院パンフレット等に記載され公表されている。

さらに、入学者受け入れに関わる業務は、教員及び事務職員が連携をとって組織的・計画的に行われている。入学者の決定は、臨床心理学専攻会議の承認を得て、大学院人間科学研究科委員会及び大学院評議会で決定するなど責任体制が構築されている。

**基準７−１−２**
**入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル１）。**

入学者選抜には、一般選抜試験、社会人特別選抜試験がある。筆記試験（一般選抜試験：外国語及び専門科目、社会人特別選抜試験：専門科目）と口述試験によって行われ、特に口述試験においては、アドミッション・ポリシーに掲げる心理学的素養について試問を行っている。

**基準７－１－３**
**入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル１）。**

入学者選抜に関する情報は、学生募集要項や大学ホームページ等により対外的に公表され、入学資格を有するすべての者に対して、入学者選抜を受ける公平な機会が等しく確保されている。また、自校出身者に対する優遇措置は設定されていない。入学者に占める自校出身者の割合は、平成 19 年度から平成 23 年度の５年間平均で 17.6%であり、広く門戸が開かれている。

**基準７－１－４**
**入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル１）。**

選抜試験については、筆記試験と口述試験によって行い、的確かつ客観的に評価する合格基準を設けている。

社会人入試については受験資格を定め、入学試験科目は外国語科目（英語）が免除され、専門科目と口述試験を合わせて総合評価している。

口述試験においては、特に臨床心理士として求められる人間関係能力の素養・資質の適否について２人以上の教員が合同で面接し、臨床心理学専攻会議で最終的に合否が決定されている。

**基準７－１－５**
**入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル２）。**

入学者選抜に当たっては、心理系学部卒業生に限定せず、一定の臨床心理学的実務経験を持つ社会人や一定の心理学的素養を持つ他学部の卒業生も受け入れ、専攻のアドミッション・ポリシーに基づき、多様な経験を有する者を入学させるよう努めている。平成 19 年度から平成 23 年度の５年間に入学した社会人入学生の割合は 35.8%、他学部出身者の割合は 26.3%であり、多様な経験を有する者の入学を積極的に行っている。

【項目７－２　収容定員と在籍者数】

基準７－２－１
　在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないようにすること（レベル１）。

１学年の入学定員 20 名（収容定員 40 名）に対して、平成 20 年度から平成 23 年度の在籍者数はいずれも収容定員の 110%を超えて在籍したことはない。収容定員に比べて適正な在籍者数が維持されている。

基準７－２－２
　入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること（レベル２）。

１学年の入学定員 20 名（収容定員 40 名）に対して、平成 21 年度から平成 23 年度の３年間の在籍者数はいずれも入学定員を下回ったことはない。入学定員に比べて適正な入学者数となるよう努めている。

（５）要望事項

受験生の臨床心理士としての素養をより適正に判断するために、受験生一人当たりに対する面接時間の延長及び面接教員の人数を増やす等、受験生の資質を見極める口述試験のあり方について、今後もより一層の工夫・検討が望まれる。

## 第８章　教員組織

### （１）評価

第８章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

研究者教員、実務家教員すべてが臨床心理士の有資格者であり、研究と実践の経験を持つ教員が配置されている。

### （３）第８章全体の状況

当該章の基準すべてを満たしており、臨床心理士養成に必要かつ適切な教員組織を有している。また、臨床活動への配慮、教育・研究上の補助者の配置、サバティカル制度の設置など、専任教員に対するサポート体制が整っている。

### （４）根拠理由

**【項目８−１　教員の資格と評価】**

| |
|---|
| 基準８−１−１<br>研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル１）。 |

開設された授業科目に必要な教員が配置されており、専任教員の１/２以上が教授である（７名中５名）。また、開設科目 35 科目についても、２名（うち１名が精神科医）を除きすべてを臨床心理士有資格教員が担当している。

| |
|---|
| 基準８−１−２<br>基準８−１−１に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的･職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル１）。<br>（１）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者<br>（２）専攻分野について、高度の技術・技能を有する者<br>（３）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 |

専任教員は専攻分野に関する教育・研究上優れた業績を有している。また、専任教員すべてが臨床心理士有資格者であり、豊かな臨床経験や心理療法及び心理査定に関する高い技術・技能を有している。これら教員の教育活動、研究活動、学外における公的活動や社会貢献活動については、大学ホームページで公表されている。また、実務家教員の採用に当たっては、教育、福祉、医療、保健領域における経験豊富な教員を採用している。なお、

本専攻教員７名のうち、学内の人間科学部心理学科の数に参入する専任教員は２名であり、その範囲は基準を超えていない。

**【項目８－２　専任教員の担当授業科目の比率】**

**基準８－２－１**
**教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル１）。**

必修科目 21 科目すべてにおいて専任教授、准教授が配置されており、専任配置率は 100%である。

**【項目８－３　教員の教育研究環境】**

**基準８－３－１**
**教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられるように努めていること（レベル２）。**

各教員の授業担当については、現在（平成 23 年度）負担超過している教員が２名存在しているが、これは学部改組に伴い、新旧の２つのカリキュラムが一時的に存在しているためである。この担当については次年度以降解消される予定である。

**基準８－３－２**
**専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル１）。**

各教員は、様々な臨床現場で心理臨床活動を実践している。また、教授や准教授の選考基準においても、専門上の実務経験を評価するような基準が明確に規定されている。

**基準８－３－３**
**専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル２）。**

平成 12 年度からサバティカル制度が設けられ、在職３年を超える教員が教育、大学運営等の通常業務を一定期間免除され、自主的研究活動を行うことができるようになっている。

**基準８－３－４**
**専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル１）。**

学内実習施設である心理教育相談センターに非常勤相談員（臨床心理士有資格者）が雇用されており、専任教員の教育上及び研究上の職務の補助を行っている。

**（５）改善が望ましい点**

専任教員７名のうち２名は、学内の人間科学部心理学科の専任教員の数に算入する者であり、平成 25 年度までの経過措置（専門職大学院設置基準平成 15 年文部科学省令第 16 号附則第２項）による任用である。したがって、この面における学部との兼任教員の補完人事に関する対応を求めたい。

**（６）要望事項**

①専任教員７名のうち実務家教員が２名と比較的少数であり、実習の充実を図る上で、教員組織を整備することが望ましい。

②サバティカル制度の活用に向けて前向きに取り組むことが望まれる。

## 第９章　管理運営等

### （１）評価

第９章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

特になし。

### （３）第９章全体の状況

当該章のすべての基準を満たしており、財政面を含めて、臨床心理士養成に必要な管理・運営体制を有している。また、自己点検評価や情報公開についても適切に行われている。

### （４）根拠理由

**【項目９−１　管理運営の独自性】**

| |
|---|
| 基準９−１−１<br>教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること（レベル１）。 |

本専攻の運営に関する重要事項を審議する会議は、帝塚山学院大学大学院臨床心理学専攻会議である。この会議においては、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜など、学務に関する重要事項が審議されている。また、教員の人事の他、大学院全体の運営に関する重要事項については、帝塚山学院大学大学院評議会、同大学院研究科委員会において審議されている。

| |
|---|
| 基準９−１−２<br>管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が配置されていること（レベル１）。 |

管理運営を行うための事務体制は適切に整備され、各事務分掌は規定により明確に定められている。また、専門職大学院係をはじめ各担当職員が配置されている。

| |
|---|
| 基準９−１−３<br>教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること（レベル１）。 |

各教員に対する研究経費、学生への教育活動実施のための費用（学外スーパーヴィジョ

ンのための費用も含む)、心理教育相談センターの運営にかかわる費用等、教育活動等を適切に実施するための経費が確保されている。また、心理教育相談センターにおける相談料収入については、一部が研究活動等の維持、教育の質の向上を図ることを目的として使用することができるシステムが整っている。

**【項目９−２　自己点検評価】**

**基準９−２−１**
**教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル１）。**

自己点検評価は法令に基づき毎年実施されている。自己点検評価に向けては、自己点検・評価委員会が中心となる。臨床心理学専攻を含む人間科学研究科は、平成 22 年度に財団法人日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審し、認定の評価を受け、その結果をホームページにて公表している。

**基準９−２−２**
**自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル１）。**

自己点検評価は規定によって定められた構成委員によって審議されている。大学院については、ＦＤ委員会が中心となって評価項目等を設定し、適切な自己点検評価が行われている。結果については、専攻会議、大学院研究科委員会、大学院評議会に報告されている。

**基準９−２−３**
**自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル１）。**

自己点検評価の結果を踏まえて、ＦＤ委員会で次年度の年度計画が策定されるなど、改善に活かされている。ＦＤ委員会は月１回開催されており、学生へのアンケートなどを踏まえ、改善に向けた取り組みを行っている。

基準９－２－４
　自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル２）。

平成 22 年度に財団法人日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審し、認定の評価を受けている。また大学院の第三者による検証については、外部委員による評価委員会を発足させ、検証を行う取り組みを始めている。

【項目９－３　情報の公示】

基準９－３－１
　教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル１）。

教育活動等の状況については、ホームページや紀要により広く社会に対して積極的な情報提供を行っている。

基準９－３－２
　教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル１）。

教育活動等に関する重要事項については大学ホームページ等で公表している。

【項目９－４　情報の保管】

基準９－４－１
　認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル１）。

自己点検評価や教育活動等に関する文書、その根拠資料等については、関係部署（大学院事務室や企画室）が調査、収集を行い、規定により適切な形で保管されている。

（５）要望事項

①教育内容や教育方法の改善措置に関する文書については、大学院事務課で閲覧可能ではあるが、今後大学ホームページ等での公表が望まれる。

②修了者の臨床心理士資格試験の各年度合格状況については、大学ホームページ等で公表することが望まれる。

## 第 10 章　施設、設備及び図書館等

### （１）評価

第 10 章のすべての基準を満たしている。

### （２）優れた点

特になし。

### （３）第 10 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成に必要な施設、設備及び図書館等が備えられている。

### （４）根拠理由

**【項目１０−１　施設の整備】**

| |
|---|
| 基準１０−１−１<br>**評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること（レベル１）。** |

教室、演習室、実習室は人数や授業内容に応じて整備されている。

専攻の専任教員には個人研究室が各自１室、非常勤教員には共同で利用する教員室を配置しており、授業等の準備を行うスペースが確保されている。また教員研究室や談話室など、教員と学生が十分に面談できるスペースも備えられている。さらに、心理教育相談センターや大学院運営に当たる大学院事務課などに事務職員が配置されており、十分かつ適切に職務を行うための施設が確保されている。

また、学生のための自習室２室が備えられている。図書館に大学院生専用のスペースを確保し、開館時間を延長する等、学生の要望に合わせるよう努めている。

**【項目１０−２　設備及び機器の整備】**

| |
|---|
| 基準１０−２−１<br>**各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること（レベル１）。** |

教員研究室、学生用学習・研究室、大学院生談話室には、ＰＣや複写機等の情報機器、シュレッダーや保管庫など教員の教育・研究及び学生の学習等を効果的に進めるために必要な機器・設備が設置されている。また大学院生談話室には、希望に応じて貸出が可能な

心理検査が各種揃えられている。

**【項目１０−３　図書館の整備】**

| |
|---|
| **基準１０−３−１**<br>**専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル１）。** |

図書の管理には大学院専門図書委員会に専攻の専任教員が参画し、司書も複数名配置されている。また、心理学関係の図書及び雑誌類は、教員による教育・研究及び学生の学習に必要な冊数が所蔵されており、学生の学習支援に必要な態勢が整えられている。

図書館の蔵書検索等はインターネットを介して学外からでもアクセスできるシステムが構築されており、教員による教育・研究及び学生の学習効果を上げる設備を有している。

**（５）要望事項**

心理検査用具等については、より一層の充実が望まれる。

# 資　　料

1　鹿児島大学大学院の現況及び特徴
2　広島国際大学大学院の現況及び特徴
3　帝塚山学院大学大学院の現況及び特徴
4　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱
5　臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関わる手続規則

# （資料１）　鹿児島大学大学院の現況及び特徴

## １　現況

（１）名称　　鹿児島大学大学院臨床心理学研究科　臨床心理学専攻（専門職学位課程）
（２）所在地　　〒890-0065　鹿児島県鹿児島市郡元１丁目 21 番 30 号
（３）開設年月　平成 19 年４月
（４）教員数（平成 23 年５月１日現在）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 教授 | ６名 | 准教授 | ３名 | 専任講師 | ０名 |
| 助教 | ０名 | その他 | ９名 | | |

（５）学生数（平成 23 年５月１日現在）
収容定員　30 名
在籍者数　31 名（１年次 15 名　　２年次 16 名）

## ２　特徴

（１）沿革

本研究科は、臨床心理士養成に特化した日本初の独立研究科としての専門職大学院である。本研究科の前身である人文社会科学研究科臨床心理学専攻は平成 14 年度に独立専攻として設置され、第三者機関である財団法人日本臨床心理士資格認定協会より臨床心理士養成のための第二種指定大学院として認定された。さらに、平成 15 年度より学内実習施設として心理臨床相談室を開設し､教育課程の充実とともに同協会より平成 18 年 4 月からは第一種指定大学院として認定を受けた。そして、これまでの教育研究の積み重ねの上に、平成 19 年度に専門職大学院として文部科学省より設置認可を受けた。

（２）教育の理念・目的における特徴

本研究科では、近年の我が国における複雑かつ多岐にわたるこころの問題を適切に支援できる臨床心理分野の高度専門職業人養成にあたり、教育理念として、（１）個別支援、集団支援、地域支援、危機介入支援のできる人材、（２）地域文化を視野に入れた心理臨床ができる人材を育成することを掲げている。この理念に基づき養成した人材を輩出することにより、21 世紀の国民のこころの健康に寄与することを目的とする。この理念・目的の達成のために、実習を充実・強化した教育課程を設定し、個別・少人数による指導を行っている。

（３）教育内容における特徴

教育について、①国際水準をキャッチアップした実習時間とスーパーヴィジョン体制、②わが国初の講義・演習・実習を三位一体とした教育課程、③教育、福祉、医療、司法・矯正領域を充実・強化した教育課程整備、④地域文化を視野に入れた心理支援のための教育課程といった教育内容を具体的・実践的に達成するために、教育課程を臨床心理学基幹科目群（必修：20 単位)、臨床心理学展開科目群（必修：18 単位)、選択必修科目群（選択必修：10 単位；領域科目群より 2 科目、発達科目群より 1 科目、技法科目群のエスノグラフィック心理臨床論と他 1 科目)、選択基礎科目群（選択：2 単位）と大きく 4 群に分け、

講義・演習・実習の三位一体の教育内容の達成に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的スキルを養成できるようにしている。

（４）教育方法における特徴

本研究科では、教育目標・教育目的をより高いレベルで達成することを目的に、主体的な学習を促す工夫を行っている。講義・演習・実習の三位一体とした授業体制に合わせ、各学生の条件に合わせた具体的な履修モデルとして、①学部で臨床心理学を学んできた一般学生の履修モデル、②臨床心理士有資格者で指定大学院を修了した社会人学生の履修モデル、③臨床心理士有資格者で指定大学院以外を修了した社会人学生の履修モデルを示すなど、入学時におけるオリエンテーションでの履修指導の段階から主体的な学習を効果的・効率的に行えるよう工夫している。

また、FD 委員会を設置し、専任教員全員で教育課程・FD のあり方等について検討している。さらに、専門職学位課程１年での履修登録単位上限 36 単位の制度を導入するとともに、GPA 制度を履修指導に導入し、成績評価において、それぞれの評点に対して 4.0 を最上位とする Grade Point を与えるなど、学生の主体的な学習を促す工夫を行っている。

実際的な履修指導においては、各専任教員がそれぞれ学生１～３名の担当となり、実習のきめ細かなスーパーヴィジョンを行うなど、少人数による実習指導の充実を図っている。

（５）社会貢献における特徴

本研究科における社会貢献に対する取り組みとして、研究科附設の心理臨床相談室の充実・強化のため、「地域支援の臨床実践と実務教育を架橋した新たな『実践型教育プログラム』」の開発に連動して取り組み、地域への貢献を推進している。既に、平成 22 年度は、離島を含む鹿児島県地域６カ所（伊佐市、奄美市、霧島市、鹿児島市、西之表市、枕崎市）で支援職を対象とした啓発講演を行ったが、全教員参加で定例会議により企画、構成され、事業を通じて双方の教員は教育上、実務上の知見を確保する機会としている。

こうした地域支援を基軸とした社会貢献をより効果的なものとするために先進的な取り組みを行っている国内外の研究機関（例えば、国内では、追手門学院大学大学院心理学研究科、神戸女学院大学大学院人間科学研究科、国外では、スウェーデンの BUP 及び Kalorinska Institute）への視察を行っている。

相談に来られるのを待つのではなく、出かけていくデリバリー方式により、新しい地域の相談ニーズを掘り起こし、地域の文化に対応した相談システムの開発に着手している。

## Ⅱ　専門職大学院の目的

１　本研究科は、「（１）地域文化を視野に入れた心理臨床ができる人材の輩出（２）個人を対象とした心理支援だけでなく、集団支援、地域支援、危機介入支援のできる人材の輩出を目指し、教育、福祉、医療、司法・矯正、産業などの幅広い領域で活躍できる臨床心理学の高度専門職業人である臨床心理士の養成を専門的に行う」ことを目的としている。

２　１の目的を達成するため、人材育成に関して以下のような目標を設定している。

○ 個人を対象とした心理支援ができる人材を養成する。

○ 学校・施設・機関などさまざまな集団・組織を見立て、介入できる人材を養成する。

○ 地域の歴史や文化を視野に入れ、それらの理解に立った心理支援ができる人材を養成する。
○ さまざまな危機的状況に介入し、心理支援ができる人材を養成する。

3 教育目的を実現するために、以下に示すアドミッション・ポリシーのもと、心理学系卒業生に加え、一定の心理学的素養を持つ他学部の卒業生も受け入れている。また、一定の心理臨床実務経験を有する社会人を対象とした社会人特別選抜や、留学生についても積極的受入のため外国人留学生特別選抜を行っている。

アドミッション・ポリシー
● 学部までの心理学の基礎知識をもとに、臨床心理学に関するより実践的な専門的技量を培い、臨床心理学に関する研究をしたいという目的を持つ人
● 心理学系以外の学部の出身者で臨床心理学に関心があり、臨床心理学の実践的な専門的技量を身につけ、臨床心理学に関する研究をしたいという目的を持つ人
● 臨床心理士資格を取得したいという目的を持っている人で、臨床心理士未取得で、現在、医療や福祉、教育、司法・矯正領域などで心理職に従事している社会人
● すでに臨床心理士資格をもっている人で、再学習や最新知見など、より高度な技量を身につけ、臨床心理学の研究をしたいという目的を持った人

4 教育目的を達成するために、以下に示すカリキュラム・ポリシーのもと、さまざまな取り組みを行っている。
○ ３領域４カ所の充実した学外実習及び事前・中間・事後指導を、その領域に特化した実務家教員により行い、学内実習においては専任教員によるスーパーヴィジョンを実施するなど、個別・少人数指導を通した実践的な教育体制をとっている。
○ 本邦初の講義・演習・実習を三位一体とした教育課程を編成し、特に演習科目では、講義と実習を有機的につなぐべく、教育研究教員と実務家教員がコラボレートした授業を展開している。
○ 地域文化を視野に入れた心理支援のため「エスノグラフィック心理臨床論」「コミュニティ心理学特論」を配置している。

カリキュラム・ポリシー
● 全出席が評価の前提であるに加え、受講生各自の出席内容の充実を目指す。
● 臨床心理士養成に向け、必要かつ効果的な授業を目的に 15 回の授業に関する詳細なシラバスを作成する。
● GPA(Grade Point Average)を導入し、授業の質を担保するとともに授業効果を向上させるべく厳正な成績評価を行う。
● CAP 制を導入し、適切な履修行動ができるようにする。
● 受講生による授業評価アンケートを各セメスターにおいて２回実施し、受講生からの建設的な意見を反映し、授業改善に生かす。

# （資料２）　広島国際大学大学院の現況及び特徴

## １　現況

（１）名称　　広島国際大学大学院 心理科学研究科実践臨床心理学専攻
（専門職学位課程）

（２）所在地　　〒730-0112　広島県広島市中区幟町１－５

（３）開設年月　平成 19 年４月

（４）教員数（平成 23 年５月１日現在）

教授　３名　　准教授　３名　　専任講師　０名

助教　０名　　その他　10 名（非常勤講師・兼担教員）

（５）学生数（平成 23 年５月１日現在）

収容定員　40 名

在籍者数　45 名（１年次 18 名　　２年次 27 名）

## ２　特徴

（１）沿革・目的

臨床心理士等の「心の専門家」の養成が国家的課題として取り組まれる中、心の専門家については、従来からの教育、医療、保健、福祉、司法・矯正、労働・産業といった分野に加え、スクール・カウンセリング、子育て支援、犯罪被害者支援、高齢者支援等、より広い職域・職種が創出されるようになり、従来以上に高度で実践力を有した専門職業人を養成する必要が急務となっている。そのような社会的養成に応えるため、本学では、これまでの「臨床心理士養成指定校」としての教育実績を元に、より実践的な教育体制とするため、平成 19 年４月に「総合人間科学研究科臨床心理学専攻［博士前期課程］」の学生募集を停止して、「総合人間科学研究科実践臨床心理学専攻［専門職学位課程］」に改組した。また、平成 21 年４月には、心理学を基礎とし、より高度な臨床心理場面におけるカウンセリング力、グローバルなコミュニケーション力、新しい感性に基づいた「ものづくり」をめざす専門職業人の育成を教育目標の一つとしてより専門性を明確にするため、「総合人間科学研究科」を「心理科学研究科」に改組し、「心理科学研究科実践臨床心理学専攻（以下、「本専攻」という）」とした。

なお、平成 20 年４月には教育・研究の拠点を東広島キャンパス（東広島市黒瀬学園台）から広島キャンパス（広島市中区幟町）に移し、広島地区にある他の臨床心理士指定大学院や、本専攻が委託する実習施設、その他臨床心理士が働く様々な施設との連携を可能として、広い領域における、より実践的な実習・演習の機会に対応している。

（２）教育・研究の特徴

本専攻の教育・研究は、「医療・保健領域」「教育領域」「福祉領域」「産業領域」の４領域からなる。各領域において履修モデルを設定し、年度当初に開催する履修ガイダンスやシラバス等を通じて学生に周知している。

①医療・保健領域志向モデル

医療・保健領域における心理臨床実務家養成を行うもので、精神医療、地域精神医療・保健分野での活動を強く希望する者に対応することを目的とする。

②教育領域志向モデル

教育領域における心理臨床実務家養成を行うもので、教育場面での学修の基盤となる個別的・集団的精神衛生に関わる活動を希望する者に対応することを目的としている。

③福祉領域志向モデル

福祉領域における心理臨床実務家養成を行うもので、人間の生活環境の向上による生活の質の発達支援を中心とした活動を強く希望する者に対応することを目的としている。

④産業領域志向モデル

企業内の心身健康管理、労働管理、産業にかかわる精神衛生に関与する心理臨床実務家養成を目的としている。

心理臨床に関する深い学識及び卓越した臨床実践にかかる高度な実践力を備えた専門職業人を育成するには、大学院を修了した時点において、心理臨床の現場に直結することのできる、豊富でかつ多様な実践体験が必要である。そのため、本専攻においては「実習」と「演習」を重視している。「実習」では、心理臨床実践家として必要な知識、態度、技能に関して、学内実習施設である「広島国際大学心理臨床センター（以下、「心理臨床センター」という）並びに医療・保健領域、福祉領域、教育領域に分類される各学外実習施設において、心理査定や心理面接等の心理臨床にかかる実践的な体験を通して修得させる。「演習」では、各分野における理論や技法について、文献購読、ロールプレイや学生と教員及び学生同士の間での質疑応答・討論・意見交換といった双方向による授業等を通じて学修し社会の要請に応えることができる人材の養成を目指す。

教育課程は大きく４つの科目群、「基本科目群」「実践科目群」「展開科目群」「選択科目群」から構成する。このうち、「基本科目群」「実践科目群」「展開科目群」は必修科目に、「選択科目群」は全て選択科目としており、効果的でバランスのよい柔軟な履修ができるよう配慮している。

## Ⅱ　専門職大学院の目的

広島国際大学大学院は「高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与すること」を目的として設置されている。その中で、少子高齢化に伴う医療・健康・福祉、ストレスや多様な価値観、崩壊する地域社会や家族、教育の再生等解決しなければならない様々な問題が山積している21世紀の人間社会において、その問題の解決を図ることができる高度な臨床実践技能の質的な担保と、継続的かつ安定的に良質な「心の専門家」の養成が強く求められている。

このような社会情勢を背景として、本専攻では教育目的を「地域社会、家族および教育の再生等様々な解決すべき問題が山積している人間社会で、その問題の解決を図ることができる高度な臨床実践技能を身につけた「心の専門家」の養成を目的とする。」と定めている。

# （資料３）　帝塚山学院大学大学院の現況及び特徴

## １　現況

（１）名称　　帝塚山学院大学大学院　人間科学研究科　臨床心理学専攻
（専門職学位課程）

（２）所在地　　〒590-0113　大阪府堺市南区晴美台４丁２番２号

（３）開設年月　平成 19 年４月

（４）教員数（平成 23 年５月１日現在）

教授　５名　　准教授　１名　　専任講師１名(みなし教員)

助教　０名　　その他　４名　　臨床心理士有資格者　11 名

（５）学生数（平成 23 年５月１日現在）

収容定員　40 名

在籍者数　43 名（1 年次 20 名　　2 年次 23 名）

## ２　特徴

（１）　沿革

帝塚山学院は、平成 15 年４月に、本学の『「力の人」を育てる』という建学の精神に基づいて、人間の心の健康、新しい文化創造に寄与する専門的知識と能力を兼ね備え、グローバルな実社会で実践的に活躍し得る高度な専門職業人の養成を目的とする、人間科学研究科人間科学専攻（修士課程）を設置し、開設当初より、特に現代社会の深刻な問題である心の問題にかかわる心理臨床の現場で必要とされる実務的な能力を身につけた人材養成に重きを置き教育・研究を行ってきた。

平成 17 年４月１日に臨床心理士養成に直結した専門職学位課程が、平成 15 年４月１日より施行された学校教育法第 99 条第２項に基づき九州大学大学院人間環境学府 実践臨床心理学専攻【専門職学位課程】の創設、同時に財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士資格審査規定第８条第１項の「三」に基づき、高度専門職業人養成に資する大学院専門職学位課程の実践システムの展開を確実に担保する計画がすすめられたことにより、本大学院は臨床心理分野の高度専門職業人の育成という、高等教育機関への社会の要請と、本学大学院生の一層の専門的、かつ実践的な教育および指導を求める要望を受けて、「臨床心理学専攻」の専門職学位課程を創設した。

（２）　教育の理念・目的における特徴

本学臨床心理学専攻の教育理念は、さまざまな「心の問題」に対して、高度な専門的知識と豊かな心理臨床的経験と実践力を備え、かつ倫理性を充分にわきまえた質の高い「臨床心理分野の高度専門職業人」を育成するところにある。

質の高い「臨床心理士」養成に関する専門教育の理念の具体化は個々の実務体験教育の重視と関連指導教員の一体となったコミットメントの中に導き出され、これは、心理臨床的実務の多様な実態と理論的考究との有機的関連性を十分に踏まえた教育である。

（３） 教育内容における特徴

本学臨床心理学専攻の教育は、授業科目の授業、その他の教育課程によって行い、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、実践活動または双方向あるいは他方向に行われる討論、質疑応答その他適切な方法により授業を行う。

教育課程は、臨床心理学の全体像をわれわれの目指す心の実践科学の実態を広く理解できるように、「演習」と「実習」科目を置き、実践的な技能の基礎的な学習を行う「臨床心理学基幹科目」（必修：20 単位）、基幹科目の履修を前提にその具体的実践化が展開される「臨床心理展開科目」（必修：22 単位）、高度専門職業人（臨床心理士）が身につけなければならない専門技法とその熟達、理論化に資するための科目「臨床心理選択科目（特修科目を含む）」（選択必修：10 単位）の 3 群にわけて、臨床心理士としての実務に必要な専門的技術・手法を養成できるようにしている。

（４） 教育方法における特徴

本専攻では教育目標・教育目的をより高いレベルで達成することを目的に、専攻内にＦＤ推進委員会を設置し、専任教員全員で月 1 回、カリキュラム・教育方法・ＦＤのあり方について検討している。

入学時、進級時、修了時に学生のディベロップメントアンケート(以下 FD アンケートという)を実施し、アンケート結果に基づいて教育内容の検討を専任教員全員で行っている。

また、九州大学大学院と鹿児島大学大学院が共同で行った「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」の「臨床心理実習における客観的評価方法の構築」を参考とし、臨床心理実習における評価方法の検討をすすめ、学生への適切な評価方法の構築に努めている。

（５） 社会貢献等における特徴

① 大学院附属心理教育相談センター

臨床心理実習の実地訓練の場となっている心理教育相談センターには、年間約 2,100 件以上の一般市民の方からの利用がある。近隣の小・中学校・高等学校や、病院からの紹介ケースも多く、不登校児童への心の支援や発達障害が疑われる児童・生徒の検査などに来談される場合も多い。近隣の学校現場の教員の方にとっては、本学心理教育相談センターの活動に期待が寄せられている。

② 堺市こども電話相談事業

堺市が実施している「子ども電話相談」事業を受託し、子どもの教育について、市民（子ども自身や保護者、関係者）からの電話による相談に応じ、地域に貢献している。

相談担当者に対してはスーパーヴァイズを実施し、委託事業者である堺市教育委員会との定例的な事例会議や業務遂行に必要な連絡会議を実施して事業の向上に努めている。

③「公開カウンセリング講座」の実施

臨床心理士を目指している方々、カウンセリングや生徒指導に関心のある教員、子どもや家族の悩みを抱える一般の方々に向けて開かれた公開講座を、年一回開催している。講師には本学大学院の専任教員をはじめ、臨床心理学界の第一人者の先生方を迎え、毎回さまざまなテーマを取り上げて、本学大学院生も積極的に

参加し、幅広く専門的知識を学ぶ場となっている。講師となる教員にとっては、自己研鑽の場となっている。この内容は、毎年一冊の本にまとめられて、一般に公表されている。

④ ＮＰＯ法人大学院連合メンタルヘルスセンターの開設

働く人たちにとって、メンタルヘルス問題は深刻化し、企業・団体においては、緊急課題となっている。このような情況を踏まえ、働く人たちの支援を行う臨床心理士の養成に注目してきた 3 大学院（関西福祉科学大学大学院・帝塚山大学大学院・帝塚山学院大学大学院）は産業現場での支援活動をさらに充実・発展させることを目的に平成 21(2009)年 5 月本メンタルヘルスセンターを開設し、開設資金等の応分の負担を通じた臨床心理士や資格取得を目指す大学院生の研修の場を提供すると同時に本学大学院生の学習の場となっている。

⑤ ロールシャッハ学会の開催

平成 22 年度ロールシャッハ学会第 14 回全国大会を開催し、ワークショップ、研究発表、シンポジウム「ロールシャッハ・テストを臨床にどう生かすか」に学生も参加し、全国の同学会の関係者と心理臨床の実践活動の実態と、とりわけロールシャッハ研究の現況を学ぶ機会を得た。

## Ⅱ　専門職大学院の目的

1　本専攻は、『さまざまな「心の問題」に対して、高度な専門的知識と豊かな心理臨床的経験と実践力を備え、かつ倫理性を充分にわきまえた質の高い「臨床心理分野の高度専門職業人の養成」』を目的としている。

2　本専攻では、この目的を達成するため、人材育成に以下の目標を設定している。

○ 児童、生徒の心の問題に関わる人間教育や発達学的視座も十分にふまえた、スクールカウンセラーの専門的立場から活躍できる人材の養成。
○ 医療・保健現場で心理相談や心理アセスメントの修熟を前提として活躍できる実践力を身につけた人材の育成。
○ 被害者支援のための専門的援助者として活躍できる人材の育成。
○ 産業労働界でのメンタルヘルスに関わる実践経験豊かな専門の臨床心理士として活躍できる人材の養成。
○ 地域住民に対する心理援助活動のリーダーとして各種専門家とのコラボレーションを踏まえ、各種組織の活性化を図ることのできる人材の育成。

3　教育目的を実現するため、以下に示すアドミッション・ポリシーのもと、一定の臨床心理学的実務経験を有する社会人や、一定の心理学的素養を持つ他学部の卒業生も積極的に受入れている。

［アドミッション・ポリシー］

① 幅広い教養と向上心を常に持ち、厳しい心理臨床の修練を乗り越えていく力があること。

② 社会人としての良識と対人援助を行う専門家としての倫理意識が高いこと。

③ 人間に対する深い関心と理解力を持ち、安定した思考力と対人関係能力を維持できること。

④ 臨床心理学の実践活動家としての高度専門職業人（臨床心理士）を目指す明確な意欲があること。

4　教育目的を達成するために、以下の取り組みを行っている。

○ カリキュラムには実習・演習科目を多く設け、本学「臨床心理学専攻」の実践的能力養成という教育目標を実現するための指導体制を整えている。

○ 高度な心理臨床に関する専門技法の修練・熟達と、理論的な深化をはかる臨床実践事例特修科目、臨床実践技能特修科目を配置している。

○ 職業倫理・義務に配慮した教育環境を確保するために、特に関連教育研修機関とのグループカンファレンスを設ける。

○ 実習施設は、本学大学院附属の心理教育相談センターの施設をはじめ学外協力機関としての教育研究所、教育センター、各・小、中、高等学校等、福祉施設、病院、保健センター、司法・矯正等の現場における実習体験を行い、実務家教員の指導および現場の臨床心理士による具体的・実践的な少人数による決め細やかな実習を行う。

○ 事例研究のためには積極的に他大学の大学院または研究所等において当該テーマにふさわしい助言等を受けることができる開かれた教育・訓練体制の構築に努めている。

○ 他大学(大阪府立大学大学院　人間社会学研究科　人間科学専攻)との合同研究会を開催し、ワークショップ、事例研究発表、ケースカンファレンスを合同で行い、深い専門的知識の享受と実践的な訓練を集中的に行う学習の場を設けている。

○ 修了生による心理臨床研究会に教員が積極的に参加し、臨床心理士の質の向上に向けて、助言・指導を行い、修了生のフォローアップに努めている。

《添付資料８：心理臨床研究会会報》

（資料４）

# 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程
# 評価基準要綱

（平成２３年度版）

財団法人日本臨床心理士資格認定協会

## はじめに

平成１７年４月より、心の問題の複雑化・多様化に対応できる高度専門職業人を養成するための臨床心理分野専門職大学院が設置されるようになったが、ハイクオリティの心の専門家の養成を進めるためには、設置後の教育活動等の質を保証することが重要である。そのためには、第三者による評価制度（適格認定）は、不可欠なものである。

財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下、「協会」という）は、昭和６３年３月に設置され、昭和６３年度より臨床心理士の資格認定を開始した。平成８年度からは臨床心理士養成のための指定大学院制度を設け、教育活動等の質を保証すべく、６年の指定期間の中で３年目に実地視察を行ってきた。このような経緯を踏まえて、協会では平成１９年７月、認証評価事業設立準備委員会を設置し、学校教育法第１１０条第２項の規定に基づく臨床心理分野の大学院専門職学位課程（以下、「専門職大学院」という）の認証評価の評価基準及び評価方法等について検討してきた。その検討結果について、関係団体等の意見をもとに修正を加え、平成２１年１月２５日の理事会で評価基準要綱を最終的に決定した。

本要綱の認証評価基準の基本的な考え方は次のとおりである。

１．専門職大学院の教育活動等の全般的な状況を的確に捉え評価するために、１０の「章」、その下に２８の「評価項目」を設けた。特に、臨床心理分野での臨床心理実習の重要性を考え、「臨床心理実習」の章を設けている。

２．各評価項目には、その内容を踏まえてそこでの教育活動等を分析するために、幾つかの評価基準を設けている。それぞれの評価基準ごとに点検評価して、優れているところや改善が必要な点を明らかにする。

３．認証評価の目的は、臨床心理士としての基礎的な知識と技能を修得させるための「教育水準」を確保することが第一であり、その上で、各専門職大学院の個性や特徴を育てることも目指している。各専門職大学院は、創設の目的や建学の理念を明確にし、何をどこまで達成するのかなど教育目標を定め、それに沿って教育課程や指導を展開するなかで、創造的な取組を進めることが望ましい。

４．専門職大学院では、単に形式的なルールを満たしていればよいとは言えない。学生が単位を取得して修了したとしても、心理臨床の場で高度専門職業人として評価されなければ教育目標を達成したとは言えない。そのため、自己点検評価に際しては、質の側面を重視することが求められる。

# Ⅰ　総則

## １　評価の目的

１－１

協会が、大学からの求めに応じて実施する認証評価においては、我が国の専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、協会が定める専門職大学院評価基準（以下、「評価基準」という）に基づき、次のことを実施する。

（１）専門職大学院の教育活動等の質を保障するため、専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。

（２）専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、専門職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を専門職大学院にフィードバックすること。

（３）専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

## ２　評価項目及び評価基準の性質及び機能

２−１
　評価項目及び評価基準は、学校教育法第１１０条第２項に規定する大学評価基準として策定されたものである。

２−２
　評価項目及び評価基準は、専門職大学院設置基準（平成１５年文部科学省令第１６号）に規定される設置基準等を踏まえて、協会が、評価対象の専門職大学院（以下、「評価対象大学院」という）の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下、「適格認定」という）をする際に、専門職大学院として満たすことが必要と考える要件及び評価対象大学院の目的に照らして、教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

２−３
　各評価項目の評価基準はその内容により、次の２つに分類される。

（１）各専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの（レベル１）。

例　「・・・であること。」「・・・されていること。」　等

（２）各専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの（レベル２）。

例　「・・・に努めていること。」　等

２−４
　解釈指針は、各評価項目の評価基準に関する細則、並びに各基準に係る説明及び例示を規定したものである。

２−５
　２−４における「評価項目の評価基準に関する細則」としての解釈指針は、その内容により、次の３つに分類される。

（１）各専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例　「・・・であること。」「・・・されていること。」　等

（２）各専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例　「・・・に努めていること。」　等

（３）各専門職大学院において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。

例　「・・・が望ましい。」　等

## ３　適格認定の要件等

３－１

評価対象大学院は、評価の結果、協会の定める評価基準に適合していると認められた場合に、適格認定が与えられる。協会から適格認定を受けた専門職大学院を協会認定臨床心理分野専門職大学院という。

３－２

評価基準に適合していると認められるためには、評価項目のレベル１の評価基準はすべて満たされていなければならない。かつ、レベル２の評価基準の７割以上が満たされていなければならない。

３－３

評価項目のレベル１の評価基準を満たすためには、２－５－（１）に分類される解釈指針がすべて満たされていなければならない。

３－４

協会認定臨床心理分野専門職大学院は、認証評価のための評価項目で定められた評価基準を継続して充足するだけでなく、臨床心理士養成の基本理念や当該専門職大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければならない。

# Ⅱ　評価項目及び評価基準

## 第１章　教育目的

### 項目１－１　教育目的

基準１－１－１
　教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル１）。

解釈指針１－１－１－１
　目的が、専門職大学院設置基準第２条で定める目的（高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う）に沿っていること。

解釈指針１－１－１－２
　目的が、学校教育法第８３条（学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる）に沿っていること。

基準１－１－２
　教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル１）。

解釈指針１－１－２－１
　目的が、大学院の構成員（教職員及び学生）に周知されていること。

解釈指針１－１－２－２
　目的が、社会に広く公表されていること。

基準１－１－３
　目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル１）。

解釈指針１－１－３－１
　学生の学業成績、修了の状況、修了者の臨床心理士資格試験の合格者数（合格率８０％以下が２年間連続しないこと）等から判断して、教育の成果や効果が上がっていること。

解釈指針１－１－３－２
　修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっていること。
解釈指針１－１－３－３
　授業評価、学生からの意見聴取等の結果から判断して、教育の成果や効果が上がって

いること。

解釈指針１－１－３－４
　学外実習先の関係者、修了生、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていること。

# 第２章　教育課程

## 項目２－１　教育内容

基準２－１－１

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること（レベル１）。

解釈指針２－１－１－１

教育課程は、臨床心理士養成のための教育機関としての専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が体系的に行われるよう編成されていること。

基準２－１－２

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル１）。

（１）臨床心理学基本科目

（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）

（２）臨床心理展開科目

（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）

（３）臨床心理応用・隣接科目

（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）

解釈指針２－１－２－１

臨床心理学基本科目は、臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助、臨床心理研究、臨床心理倫理について、将来の臨床心理士としての実務に必要とされる基本を学ぶ内容であること。

解釈指針２－１－２－２

臨床心理展開科目は、実務の経験を有する教員による基本的な臨床心理領域（医療・保健、福祉、教育の領域など）での実務的なことを学ぶ内容であること。また、事例研究論文を作成するための論文構成、論文執筆について学ぶ内容であること。

解釈指針２−１−２−３
　臨床心理応用・隣接科目は、種々の臨床心理の領域について広く深く学ぶ内容であること。また、多様な臨床心理の応用技法について広く深く学ぶ内容であること。さらに臨床心理と隣接する領域・分野について広く深く学ぶ内容であること。

基準２−１−３
　基準２−１−２の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル１）。

解釈指針２−１−３−１
　基準２−１−２（１）に定める臨床心理学基本科目については、次に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とする。
（１）臨床心理学原論（臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助、臨床心理研究、臨床心理倫理の概要等を含むこと。）
４単位
（２）臨床心理査定（臨床心理査定の基本を学ぶ科目をいう。なお、技能の学習のために実習を含むこと。）
６単位
（３）臨床心理面接（臨床心理面接の基本を学ぶ科目をいう。なお、技能の学習のために実習を含むこと。）
６単位

解釈指針２−１−３−２
　基準２−１−２（２）に定める臨床心理展開科目については、次に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とする。
（１）臨床心理地域援助（基本的な臨床心理領域での実務的なこと学ぶ科目をいう。なお、実習を含むこと。）
１０単位
（２）臨床心理事例研究（事例研究論文の作成について学ぶ科目をいう。）
８単位

解釈指針２−１−３−３
　基準２−１−２（３）に定める臨床心理応用・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち１０単位以上が選択必修又は選択とされていること。

## 項目２−２　授業を行う学生数

基準２−２−１

専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること（レベル１）。

解釈指針２−２−１−１

すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、原則として３０名を上限とし、学生に対して授業が行われていること（なお、適切な授業方法については解釈指針３−２−１−３を参照）。

解釈指針２−２−１−２

基準２−２−１にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。

（１）当該授業科目を再履修している者。

（２）当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という）及び科目等履修生。

解釈指針２−２−１−３

他専攻等の学生又は科目等履修生による授業科目（必修科目を除く）の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

## 項目２－３　授業の方法

基準２－３－１
　授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル１）。

（１）専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

（２）１年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

（３）授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針２－３－１－１
　「専門的な臨床心理学の知識」とは、当該授業科目において特定の分野に偏ることなく臨床心理士として必要と考えられる水準及び範囲の臨床心理学の知識をいう。

解釈指針２－３－１－２
　「具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力」とは、具体的事例に的確に対応することのできる能力をいう。

解釈指針２－３－１－３
　「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、ロールプレイ、現場体験、事例研究その他の方法をいう。

解釈指針２－３－１－４
　臨床心理展開科目については、次に掲げる事項が確保されていること。

（１）学外実習においては、オリエンテーションを徹底的に行い、参加学生による実習先での関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務遵守等に関する適切な指導監督が行われていること。

（２）学外実習においては、教員が、実習先の実務指導者と連絡・連携して実習学生を適切に指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられていること。

（３）学外実習においては、実習先への移動時間や移動にともなう負担等について、学生の学習支援及び学生間の公平性の観点から適切な配慮がなされていること。

解釈指針２－３－１－５

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

（１）授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。
（２）関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
（３）予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
（４）授業時間外の自習が可能となるよう、第１０章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。

解釈指針２－３－１－６

集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。

## 項目２−４　履修科目登録単位数の上限

基準２−４−１

各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として３８単位が上限とされていること（レベル１）。

# 第３章　臨床心理実習

## 項目３－１　学内実習施設

基準３－１－１
　学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル１）。

解釈指針３－１－１－１
　面接室は、個別面接室、集団面接室などを設け、適度な広さで、落ち着いた雰囲気があり、話し声が外に漏れない部屋であること。

解釈指針３－１－１－２
　遊戯療法室は、適度な広さがあり、いろいろな遊具が揃えられていて、怪我をしないように安全面の配慮がなされている部屋であること。

解釈指針３－１－１－３
　事務室は、実習の遂行がスムーズに行われるのをサポートするような設備、備品、書類などを整え、事務員が常駐している独立した部屋であること。

解釈指針３－１－１－４
　その他の施設として、受付、相談員室、待合室、面接記録を安全に保存するための面接記録保管室などが設けられていること。

解釈指針３－１－１－５
　学内実習施設は、関係者以外は立ち入りを制限しており、バリアフリーであること。

解釈指針３－１－１－６
　面接室、遊戯療法室、事務室等の各施設には、非常ベルや非常口、防犯用具など、不測の事態において安全を確保するための適切な設備が備えられ、非常時の対応について関係者に周知がなされていること。

## 項目３－２　学内臨床心理実習

基準３－２－１
　学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル１）。

解釈指針３－２－１－１
　「臨床心理実習の内容、時間」については、臨床心理実習で修得すべき技能とそのための時間が明確に示され、実習の成果が適切にチェックされていること。そのために、評価基準と評価方法が定められ、それに基づく評価が行われていること。

解釈指針３－２－１－２
　「倫理遵守」については、心理臨床において遵守すべき倫理(クライエントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務遵守及び守秘義務解除、個人情報・面接記録の取り扱い、ハラスメントの予防等)について、実践的な指導が適切に行われていること。

解釈指針３－２－１－３
　「学生のケース担当」については、クライエントの発達段階や問題が偏らず多様になるようにして、十分なケース数及び時間数を確保すること。また、教員が陪席するなど、責任をもって指導すること。

解釈指針３－２－１－４
　「ケースカンファレンス」については、その学習効果をあげるために、学生数は概ね２０名以内で行われていること。

解釈指針３－２－１－５
　「スーパーヴィジョン体制」については、学生がケースを担当する場合、適切なスーパーヴィジョンが行われていること。

解釈指針３－２－１－６
　学内実習施設がその機能を十分に果たすために、在籍学生が３ケース以上持つことができるように努めること。

## 項目３−３　学外実習施設

基準３−３−１
　学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル１）。

解釈指針３−３−１−１
　医療・保健領域の学外実習施設とは、病院（総合、精神科、心療内科、小児科等）、精神保健福祉センター等である。

解釈指針３−３−１−２
　教育領域の学外実習施設とは、教育センター、小学校、中学校、高等学校等である。

解釈指針３−３−１−３
　福祉領域の学外実習施設とは、児童相談所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設等である。

解釈指針３−３−１−４
　学外実習施設としては、臨床心理士が勤務している施設を確保すること。

## 項目３−４　学外臨床心理実習

基準３−４−１

学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル１）。

解釈指針３−４−１−１

「臨床心理実習の内容、時間」については、臨床心理実習で修得すべき技能とそのための時間が明確に示され、実習の成果が適切にチェックされていること。そのために、評価基準と評価方法が定められ、それに基づく評価が行われていること。

解釈指針３−４−１−２

「倫理遵守」については、心理臨床において遵守すべき倫理(クライエントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務遵守及び守秘義務解除、個人情報・面接記録の取り扱い、ハラスメントの予防等)について、実践的な指導が適切に行われていること。

解釈指針３−４−１−３

「指導体制」については、大学教員による事前指導、実習中の指導、事後指導等、及び学外実習先の実習指導者による指導が適切に行われていること。

# 第４章　学生の支援体制

## 項目４－１　学習支援

基準４－１－１
　学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル１）。

解釈指針４－１－１－１
　入学者に対して、教育のガイダンスが適切に行われていること。

解釈指針４－１－１－２
　履修指導においては、評価対象大学院が掲げる教育の理念及び目的に照らして、適切なガイダンスが実施されていること。

解釈指針４－１－１－３
　臨床心理実習などにおいて、学生が体験するさまざまなストレスや倫理上の諸問題について、教員がそれを聴取し指導・助言できる体制がとられていること。

基準４－１－２
　目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル１）。

解釈指針４－１－２－１
　オフィスアワー等を設定している場合は、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

解釈指針４－１－２－２
　学習相談、指導・助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

基準４－１－３
　各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル２）。

解釈指針４－１－３－１
　「教育補助者」にはティーチング・アシスタント（ＴＡ）等が含まれる。

基準４－１－４
　多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対

策が講じられていること（レベル１）。

解釈指針４－１－４－１
　多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うため、個別履修指導、オフィスアワーでの指導、学部の心理学関連の授業の履修、ティーチング・アシスタントの配置等の特別な配慮が行われていること。

## 項目４－２　生活支援等

基準４－２－１

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること（レベル２）。

解釈指針４－２－１－１

評価対象大学院は、多様な措置（奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

解釈指針４－２－１－２

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健管理センター、学生相談室等を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。

## 項目４－３　障害のある学生に対する支援

基準４－３－１

身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル２）。

解釈指針４－３－１－１

身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応に努めていること。

解釈指針４－３－１－２

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。

解釈指針４－３－１－３

身体に障害のある学生に対しては、修学上の支援、実習・実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮に努めていること。

## 項目４−４　職業支援（キャリア支援）

基準４−４−１

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル２）。

解釈指針４−４−１−１

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること。

解釈指針４−４−１−２

学生の就職状況や就職先について、修了後も継続して情報収集にあたり、必要に応じて卒業生を支援するための仕組みを整えるように努めていること。

解釈指針４−４−１−３

教員やキャリア支援担当事務員が学生の就職先や修了生と連絡・連携を密にするように努めていること。

# 第５章　成績評価及び修了認定

## 項目５－１　成績評価

基準５－１－１

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル１）。

（１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。

（２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。

（３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。

（４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針５－１－１－１

基準５－１－１（１）における成績評価の基準として、授業科目の性質上差し支えがある場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要件（出席状況、授業態度、レポート等）があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針５－１－１－２

基準５－１－１（２）における措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

（１）成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。

（２）筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。

（３）科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針５－１－１－３

基準５－１－１（３）にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

解釈指針５－１－１－４

基準５－１－１（４）にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験

することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。

基準５－１－２

学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル１）。

## 項目５－２　修了認定

基準５－２－１
　専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル１）。

（１）２年（２年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、４４単位以上を修得していること。
この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア　教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、２０単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ　教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて２０単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、１年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（２）次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

| | | |
|---|---|---|
| ア | 臨床心理学基本科目 | １６単位 |
| イ | 臨床心理展開科目 | １８単位 |
| ウ | 臨床心理応用・隣接科目 | １０単位 |

（３）（１）及び（２）を踏まえて、総合的に判定が行われること。

# 第６章　教育内容及び方法の改善措置

## 項目６－１　教育内容及び方法の改善措置

基準６－１－１

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル１）。

解釈指針６－１－１－１

「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中でとりあげられるべきか等（教育内容）、及び学生に対する発問や応答、資料配布、板書、発声の仕方等（教育方法）についての改善をいう。

解釈指針６－１－１－２

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が設置されていることをいう。

解釈指針６－１－１－３

「研修及び研究」の内容としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

（１）授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。

（２）教育方法や職業倫理等に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓発的方法。

（３）外国の大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。

（４）臨床心理士としての臨床的力量の評価方法に関する研究。

基準６－１－２

実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル２）。

解釈指針６－１－２－１

実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれに確保されているよう、評価対象大学院において適切な措置をとるよう努めていること。

基準６－１－３

教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを

有効に活用すること（レベル１）。

解釈指針６－１－３－１
　毎学期、学生による授業評価を実施し、その結果を公開するとともに、その結果について教員間で共有・協議し、ファカルティ・ディベロップメント（FD）に生かすこと。

# 第７章　入学者選抜等

## 項目７－１　入学者受入

基準７－１－１
　公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル１）。

解釈指針７－１－１－１
　入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針７－１－１－２
　入学志願者に対して、理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、並びに基準９－３－２に定める事項について、事前に周知するよう努めていること。

基準７－１－２
　入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル１）。

基準７－１－３
　入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル１）。

解釈指針７－１－３－１
　入学者選抜において、評価対象大学院を設置している大学の主として臨床心理を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という）について優先枠を設けるなどの優遇措置を講じていないこと、入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には、それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。

基準７－１－４
　入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル１）。

解釈指針７－１－４－１
　入学者選抜に当たっては、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針７－１－４－２
　入学者選抜に当たっては、学生の質を確保するために、厳正な筆記試験、面接試験等を実施し、総合的に判断を行うこと。

基準７－１－５
　入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル２）。

解釈指針７－１－５－１
　社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めていること。

## 項目７－２　収容定員と在籍者数

基準７－２－１
　在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないようにすること（レベル１）。

解釈指針７－２－１－１
　基準７－２－１に規定する「収容定員」とは、入学定員の２倍の数をいう。また、同基準に規定する在籍者には、留年者及び休学者を含む。

解釈指針７－２－１－２
　在籍者数が収容定員を上回った場合は、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。３年間連続して収容定員が１１０％をオーバーする状態がないようにすること。

基準７－２－２
　入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること（レベル２）。

解釈指針７－２－２－１
　在籍者数等を考慮しつつ、入学定員の見直しが適宜行われていること。３年間連続して入学定員の９０％を下回る状態がないようにすること。

# 第８章　教員組織

## 項目８－１　教員の資格と評価

基準８－１－１
　研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル１）。

解釈指針８－１－１－１
　教育上必要な教員を置くにあたっては、年齢構成、専門分野のバランスが取れるようにするとともに、教育の質を保つために教授の数を１／２以上とすること。

解釈指針８－１－１－２
　臨床心理分野の科目（隣接科目を除く）を担当する教員は、臨床心理士であること。

基準８－１－２
　基準８－１－１に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的・職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル１）。
（１）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
（２）専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
（３）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

解釈指針８－１－２－１
　教員の最近５年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する臨床心理学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていること。

解釈指針８－１－２－２
　基準８－１－２に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動についても自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていることが望ましい。

解釈指針８－１－２－３
　基準８－１－２に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）第１３条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第９条に規定する教員の数に算入することができない。

解釈指針８－１－２－４
　基準８－１－２に規定する専任教員は、平成２５年度までの間、解釈指針８－１－２－３

の規定にかかわらず、同基準に規定する教員の数の３分の１を超えない範囲で、大学設置基準第１３条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第９条に規定する教員の数に算入することができるものとする。但し、大学院設置基準第９条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準８－１－２に規定する専任教員の数のすべてを算入することができる。

解釈指針８－１－２－５

実務家教員の採用にあたっては、実務領域の多様性の確保に配慮し、臨床心理実務の経験を重視すること。

## 項目８－２　専任教員の担当授業科目の比率

基準８－２－１
　教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル１）。

解釈指針８－２－１－１
　基準８－２－１に掲げる授業科目の概ね９割以上が、専任教員によって担当されていること。

## 項目８－３　教員の教育研究環境

基準８－３－１
　教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられるように努めていること（レベル２）。

解釈指針８－３－１－１
　各専任教員の授業負担は、高い教育の質を保つために、研究科及び学部等を通じて、多くとも年間２６単位以下とし、２０単位以下にとどめられていることが望ましい。

基準８－３－２
　専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル１）。

基準８－３－３
　専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル２）。

基準８－３－４
　専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル１）。

解釈指針８－３－４－１
　職員とは、助手、専門職員等のことである。

# 第９章　管理運営等

## 項目９－１　管理運営の独自性

基準９－１－１
　教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること（レベル１）。

解釈指針９－１－１－１
　評価対象大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下、「大学院の運営に関する会議」という）が置かれていること。

解釈指針９－１－１－２
　教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項については、大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていること。

基準９－１－２
　管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が配置されていること（レベル１）。

解釈指針９－１－２－１
　管理運営のための事務体制及び職員の配置は、評価対象大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切なものであること。

基準９－１－３
　教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること（レベル１）。

解釈指針９－１－３－１
　評価対象大学院の設置者が、評価対象大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

解釈指針９－１－３－２
　評価対象大学院の設置者が、評価対象大学院において生じる収入又は評価対象大学院の運営のために提供された資金等について、評価対象大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

## 項目９－２　自己点検評価

基準９－２－１
　教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル１）。

基準９－２－２
　自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル１）。

解釈指針９－２－２－１
　教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織を設置するよう努めていること。

基準９－２－３
　自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル１）。

解釈指針９－２－３－１
　自己点検評価においては、評価対象大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組みの状況等について示されていることが望ましい。

基準９－２－４
　自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル２）。

解釈指針９－２－４－１
　自己点検評価に対する検証を行う者については、臨床心理実務に従事し、専門職大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を中心とすること。

## 項目９－３　情報の公示

基準９－３－１
　教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル１）。

基準９－３－２
　教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル１）。

解釈指針９－３－２－１
　教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。
（１）教育目的
（２）教育上の基本組織及び教員組織
（３）入学者選抜、収容定員及び在籍者数
（４）教育内容及び教育方法
（５）学内及び学外実習施設における実習
（６）学生の支援体制
（７）成績評価及び修了認定
（８）教育内容及び教育方法の改善措置
（９）修了者の臨床心理士資格試験の合格状況
（１０）修了者の進路及び活動状況

## 項目９−４　情報の保管

基準９−４−１
　認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル１）。

解釈指針９−４−１−１
　「認証評価の基礎となる情報」には、基準９−２−１に規定する自己点検評価に関する文書並びに基準９−３−２に規定する公表に係る文書を含む。

解釈指針９−４−１−２
　自己点検評価及び認証評価に用いた情報並びにその原資料については、評価を受けた年から５年間を保管期間として、適切に保管されていること。

解釈指針９−４−１−３
　「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、該当する情報及び原資料を、現状のまま何ら改変を加えず、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。

# 第１０章　施設、設備及び図書館等

## 項目１０−１　施設の整備

基準１０−１−１
　評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること（レベル１）。

解釈指針１０−１−１−１
　教室、演習室及び実習室は、評価対象大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質及び数が備えられていること。

解釈指針１０−１−１−２
　教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき１室が備えられていること。非常勤職員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースを確保すること。

解釈指針１０−１−１−３
　教員が学生と十分に面談できるスペースが確保されていること。

解釈指針１０−１−１−４
　すべての事務職員が十分かつ適切に職務と行うことができるだけのスペースを確保するよう努めていること。

解釈指針１０−１−１−５
　学生の自習室については、学生が基準１０−３−１で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。
　自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。

解釈指針１０−１−１−６
　図書館等を含む各施設は、評価対象大学院の専用であるか、又は、評価対象大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

## 項目１０−２　設備及び機器の整備

基準１０−２−１

各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること（レベル１）。

解釈指針１０−２−１−１

基準１０−２−１でいう「設備及び機器」とは以下のようなものである。

（１）設備：情報機器室、自習室、資料室等

（２）情報機器：文書作成用ＰＣ、統計処理用ＰＣ及び統計ソフトウェア、ネットワーク接続用ＰＣ、プリンタ、デジタルカメラ、複写機、印刷機、プロジェクタ、スクリーン、録音・録画機器等

（３）情報管理用設備・機器：書類保管庫、シュレッダー等

（４）心理検査・用具：知能検査、発達検査、深層心理検査（ロールシャッハ・テスト、TAT 等)、質問紙検査（MMPI 等)、箱庭療法用具等

## 項目１０−３　図書館の整備

基準１０−３−１
　専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル１）。

解釈指針１０−３−１−１
　図書館は、評価対象大学院の専用（分室等）であるか、又は、評価対象大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

解釈指針１０−３−１−２
　図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。

解釈指針１０−３−１−３
　図書館の職員は、司書の資格あるいは臨床心理情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

解釈指針１０−３−１−４
　図書館には、その専門職大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料が適切に備えられていること。

解釈指針１０−３−１−５
　図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。

解釈指針１０−３−１−６
　図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。

解釈指針１０−３−１−７
　図書館には、その専門職大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

解釈指針１０−３−１−８
　図書館には、臨床事例研究が掲載された専門家向けの学術雑誌など、関係者のプライバシー保護の観点からみて一般利用者に無条件に公開することになじまない図書や資料を適切に管理するために必要な設備と体制が整えられていること。

# Ⅲ　認証評価の組織と方法等

## １　認証評価の組織

１－１
　協会は、次の評価組織により専門職大学院の評価を実施する。

（１）認証評価委員会
　専門職大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び臨床心理分野関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される認証評価委員会は、協会が実施する専門職大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。

　　ア　評価項目及び基準その他評価に必要な事項の制定、改訂及び変更

　　イ　認証評価報告書の作成

（２）判定委員会及び判定評価チーム

　認証評価委員会の下に判定委員会を置き、判定委員会の下に、認証評価を申請する専門職大学院ごとに、判定評価チームを設置する。
　判定評価チームは、評価対象大学院の書類審査及び訪問調査を実施し、認証評価報告書（一次案）を作成する。この認証評価報告書（一次案）を評価対象大学院に送付し、評価対象大学院の意見を踏まえた字句修正等を行った上で認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成する。これと関連資料をもとにして、判定委員会は認証評価報告書（案）を作成し、判定委員会及び認証評価委員会の議を経て、協会理事会が認証評価報告書を決定する。

１－２
　認証評価委員会、判定委員会の委員は、自己の関係する大学に関する事業については、その議事の議決に加わることはできないこととする。
　評価対象大学院に所属もしくは利害関係を有する者は、判定評価チームの構成員に選任しないこととする。

１－３
　協会は、協会が実施する評価を、客観的な立場からの専門的な判断に基づく信頼性の高いものとするため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法について十分な研修を実施する。

## ２　認証評価の方法等

２－１
　認証評価の手順は次のとおりとする。

（１）評価対象大学院の自己点検評価報告書等を踏まえ、協会の評価項目・評価基準に基づいて、教育活動等の状況を分析し、その結果を踏まえて各基準を満たしているかどうかの判断等を行う。

（２）（１）の結果に基づき、認証評価基準に適合しているか否かの認定をする。

（３）認証評価基準に基づいて、臨床心理士養成の基本理念及び評価対象大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする。

２－２
　認証評価は、書類審査及び訪問調査により実施する。
　書類審査は、評価対象大学院が作成する自己点検評価報告書、関連資料、事前確認事項回答書の分析等により実施される。
　訪問調査は、判定評価チーム構成員が評価対象大学院を訪問し、現地での視察、関係者からの聴取等により確認が必要な内容等を中心に調査を実施する。

２－３
　判定評価チームによる認証評価報告書（一次案）は評価対象大学院に送付し、その内容等に対する意見を申し立てる機会を設ける。
　認証評価報告書の確定及び公表後、その内容について評価対象大学院が異議を申し立てる機会を設ける。
　異議の申し立てがあった場合は、申し立て審査委員会が審査を行い、その報告を受けて認証評価委員会が異議申し立ての当否を判断する。

２－４
　協会は、認証評価結果を認証評価報告書としてまとめ、評価対象大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、刊行物及び協会のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。
　認証評価結果公表の際には、評価の透明性を確保するため、評価対象大学院から提出された自己点検評価報告書（別添で提出された資料・データ等を除く。）を協会のウェブサイトに掲載する。

## ３　認証評価の保留

３－１

認証評価委員会は、少数の評価項目において評価基準に達していないものの、評価対象大学院が当該項目に関して短期間で改善することを確約し、その実現の可能性が高いと判断される場合に限り、認証評価を保留とする。

３－２

評価が保留された場合、評価対象大学院は最長２年間の保留期間満了までに、すみやかに当該項目の改善努力と成果に関する改善報告書を提出しなくてはならない。

保留期間満了までに改善報告書が提出された場合、判定委員会は改善報告書の審査及び認証評価手続の再開を判定評価チームに指示する。

## ４　認証評価の時期

４－１

協会は、毎年度１回、別に定める様式に従い提出された認証評価申請の受付を行い、当該評価申請に基づいて認証評価を実施する。

なお、協会は、認証評価申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該専門職大学院の評価を実施する。

４－２

専門職大学院は、開設後５年以内に初回の評価を受け、以降は５年以内ごとに次の評価を受けるものとする。

４－３

認証評価保留期間後に認証評価を受けた評価対象大学院に関する次回の評価時期は、保留期間終了時ではなく、当初の認証評価申請時に予定されていた正規の認証評価時期から起算するものとする。

## ５　教育課程又は教員組織の変更への対応

５－１

協会認定臨床心理分野専門職大学院を置く大学は、基準９－３－２に規定する教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、別に定めるところにより、年次報告書として、次回の評価までの間、毎年度、協会へ提出するものとする。

なお、協会は、年次報告書の提出がない場合には、その旨を公表するものとする。

５－２

協会認定臨床心理分野専門職大学院を置く大学は、教育課程又は教員組織に変更を行った場合には、別に定めるところにより、当該変更についてすみやかに協会に届け出るものとする。

５－３

協会は、協会認定臨床心理分野専門職大学院の教育課程又は教員組織の変更の届け出があった場合は、その内容について審議する。

審議の結果、次の評価を待たずに評価項目の全部もしくは一部について再評価を実施する必要があると判断した場合には、その旨を当該大学院を置く大学に通知し、再評価を実施する。

また、再評価の実施にかかわらず、協会は当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、変更前に評価し公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じることとする。

## ６　情報公開

６－１

協会は、認証評価の評価項目及び評価基準、評価方法、認証評価の実施体制等の学校教育法施行規則第７１条の第５項に規定する事項を公表するとともに、その他、認証評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により情報公開に努めるものとする。

## ７　評価項目・評価基準の改訂等

７－１

協会は、専門職大学院関係者、臨床心理分野関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、認証評価の評価項目・評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努める。

評価項目・評価基準の改訂及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に専門職大学院関係者及び臨床心理分野関係者へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、認証評価委員会で審議し決定する。

なお、認証評価の評価項目・評価基準等が改訂される場合には、相当の周知期間を置き、専門職大学院の理解や自己点検評価の便宜等に配慮するものとする。

## ８　認証評価手数料

８－１
　認証評価を申請した大学院は、別に定める認証評価手数料を納付しなければならない。

８－２
　認証評価報告書確定後の再審査・部分審査等の場合の手数料は、別に定めるところによる。

（資料５）

# 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程
# 認証評価に関わる手続規則

制　　定：平成 20 年　9 月 12 日
改　　正：平成 21 年　3 月 21 日
最近改正：平成 21 年 12 月 13 日

（目的）

第１条　本規則は「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程」、「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程」、「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程」及び同規程の細則、並びに「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程」に基づき、財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下、「協会」という）による臨床心理分野の大学院専門職学位課程（以下、「専門職大学院」という）の認証評価事業を公平かつ円滑に実施するため、認証評価の手続に関わる必要な事項を定めるものである。

（認証評価の着手）

第２条　協会の認証評価を受けようとする専門職大学院は、原則として認証評価を受ける前年度の９月末日までに認証評価を申請するものとする。

（認証評価のプロセス）

第３条　協会の認証評価は、以下のプロセスにより行う。

①　評価実施スケジュールの決定

協会と評価対象の専門職大学院（以下、「評価対象大学院」という）は、評価対象大学院に対する認証評価実施の全体的なスケジュールについて協議し、双方の合意に基づいて日程を定める。

②　研修会の開催

判定委員会は、評価対象大学院と判定委員、判定評価チーム委員を対象に認証評価実施に関する研修会を実施する。

③　判定評価チーム委員の選任

認証評価委員会は、評価対象大学院を担当する判定評価チームを構成する判定委員及び有識者委員の候補者を理事会に推薦し、理事会が選任する。

④　自己点検評価報告書及び関連資料の提出

評価対象大学院は、自己点検評価報告書及び認証評価のために必要とされる関連資料を作成し、評価実施年度の６月末日までに協会に提

出しなければならない。

⑤　書類審査と事前確認事項一覧表の送付

判定評価チームは、提出された自己点検評価報告書及び関連資料の分析・検討を行い、評価のために確認や視察が必要な事項を取りまとめ、事前確認事項一覧表を作成して評価対象大学院に送付する。

⑥　事前確認事項一覧表への回答書の提出

評価対象大学院は、事前確認事項一覧表に記載された事項について補足説明や質問への回答を記載した事前確認事項回答書を、協会を通して判定評価チームに提出する。

⑦　判定評価チームによる訪問調査

上記書類審査終了後、判定評価チームによる訪問調査（１日ないし２日間）を行う。

⑧　認証評価報告書（一次案）の作成

判定評価チームは、自己点検評価報告書、関連資料、事前確認事項回答書、訪問調査の結果に基づき、認証評価報告書（一次案）を作成する。

⑨　評価対象大学院への認証評価報告書（一次案）の送付と意見申し立ての機会提供

判定評価チームは、認証評価報告書（一次案）を評価対象大学院に送付する。評価対象大学院は認証評価報告書（一次案）に対して意見がある場合、認証評価報告書（一次案）受領後３０日以内に協会に書面で提出することができる。

判定評価チームは評価対象大学院の意見を参考にして、認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成する。

⑩　認証評価報告書の作成

判定委員会は、認証評価報告書（判定評価チーム案）、自己点検評価報告書、及び関連諸資料を総括し、認証評価報告書（案）を作成する。この認証評価報告書（案）を基に、判定委員会及び認証評価委員会の議を経て、協会理事会において認証評価報告書を決定する。

認証評価報告書には、まず認証評価結果としての「適合している」「適合していない」「保留」を記載するとともに、その根拠を含め、評価基準に則した具体的な分析内容を記述し、全体評価を総括する。

さらに、評価基準の１０章それぞれについて、長所として特記すべき事項、今後の改善が期待される事項、問題点として指摘すべき事項及び改善を勧告すべき事項を具体的に記述する。

⑪　認証評価の保留

認証評価委員会は、少数の評価項目において評価基準に達していないものの、評価対象大学院が当該項目に関して短期間で改善することを確約し、実現の可能性が高いと判断される場合に限り、認証評価を保留とすることができる。

評価が保留された場合、評価対象大学院は最長２年間の保留期間満了までに、すみやかに当該項目の改善努力と成果に関する改善報告書を提出しなくてはならない。

保留期間満了までに改善報告書が提出された場合、判定委員会は改善報告書の審査及び認証評価手続の再開を判定評価チームに指示する。

（認証評価報告書の送付及び公表）

第４条　協会は、認証評価報告書が決定されたときは、次に定める事項を行う。

①　協会は、認証評価報告書を評価対象大学院に送付して通知する。

②　協会は、認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告する。

③　協会は、認証評価報告書を刊行物及び協会のウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。

（異議申し立て手続）

第５条　評価対象大学院は認証評価報告書受領後１４日以内に、協会に対して異議申し立てを行うことができる。

２　前項の異議申し立ては、異議事由を記載した書面を協会に送付することによって行う。

３　異議事由は、以下の各号記載のものとする。

①　総合評価の不適格について

②　分野別評価の不適格について

③　分野別評価の多段階評価について

④　個別の評価基準に対する不適格について

⑤　評価結果に影響を及ぼす評価実施上の事由について

⑥　評価結果に影響を及ぼす評価の前提たる事実認定について

（申し立て審査委員会による異議申し立ての審査）

第６条　申し立て審査委員会は、評価対象大学院からの異議申し立てを審査し、審査結果報告書を認証評価委員会へ提出する。

２　審査結果報告書には、審査の結論及び理由を記載する。

３　申し立て審査委員会は、必要に応じ、自ら再調査を行い、もしくは判定評価チームに対して再調査を命ずることができる。

４　申し立て審査委員会は、必要に応じ、評価対象大学院、判定評価チームの代表者等からの意見聴取を行うことができる。

（認証評価委員会による異議申し立ての審理）

第７条　認証評価委員会は、申し立て審査委員会の作成した審査結果報告書を踏まえて審理し、以下の各号のいずれかの結論を示して評価対象大学院の異議申し立ての当否を判断する。

①　異議を不相当として却下する。
②　異議を相当として、認証評価委員会で認証評価報告書を修正する。
③　異議を相当として、判定委員会・判定評価チームに再評価を命じる。

2　前項３号の再評価は、改めて調査を行わなければ適正な評価を行うことができないことが認められる等、再評価の実施を必要とする特段の事情があった場合に限り実施する。

3　認証評価委員会は、必要と認めた場合には、申し立て審査委員会に補充審査書の提出を求めることができる。

（判定委員会・判定評価チームによる修正評価報告書の作成と認証評価委員会による審理）

第８条　判定委員会・判定評価チームは、認証評価委員会の再評価命令がなされた場合には、再評価を行い、修正評価報告書を作成する。

2　判定委員会・判定評価チームは、前項の再評価のために必要と認めた調査を行うことができる。

3　修正評価報告書の内容は、認証評価委員会の再評価命令の内容に拘束される。

4　認証評価委員会は、判定委員会・判定評価チームの作成した修正評価報告書について審理し、以下の各号の結論を示して判断する。
①　修正評価報告書が適当であるとして承認する。
②　修正評価報告書を修正する。

5　認証評価委員会は、前項の審理にあたり、必要と認めれば申し立て審査委員会、評価対象大学院等からの意見聴取を行うことができる。

（修正認証評価報告書の決定）

第９条　認証評価委員会は、次のいずれかにより、修正認証評価報告書（案）を作成する。
①　認証評価委員会が、認証評価報告書を修正して修正認証評価報告書（案）を作成する。
②　認証評価委員会が、その再評価命令に基づく判定委員会・判定評価チームの修正評価報告書を承認し、又はこれを修正して別途修正認証評価報告書（案）を作成する。

2　修正認証評価報告書（案）には、第７条の異議申し立ての内容を付記する。

3　修正認証評価報告書（案）に基づき、協会理事会の議を経て修正認証評価報告書を決定する。

（修正認証評価報告書の送付及び公表）

第10条　協会は、理事会によって修正認証評価報告書が決定されたときは、次に定める事項を行う。

① 協会は、修正認証評価報告書を評価対象大学院に送付して通知する。
② 協会は、修正認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告する。
③ 協会は、修正認証評価報告書を刊行物及び協会のウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。

（評価後の変更への対応）

第11条 評価対象大学院を置く大学は、認証評価を受けた後、次回の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を協会に通知しなければならない。

2 協会は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した認証評価に当該事項を付記する等の措置を講ずる。この際、協会が、評価項目の全部もしくは一部について再評価の必要があると判断した場合には、評価対象大学院を置く大学に通知し、再調査を実施する。

（年次報告書）

第12条 前条第１項に定めるほか、評価対象大学院は、協会の指定した事項に関する年次報告書を本協会に提出しなければならない。

2 年次報告書は毎年５月１日現在の状況について記載し、同年５月末日までに提出するものとする。

（評価の周期）

第13条 評価対象大学院は、開設の日から５年以内に評価を受け、評価後、５年を経過するまでに次回の評価を受けるものとする。

なお、協会が認証評価報告書において期日を定めて評価項目の全部もしくは一部について再評価を受けることを求めた場合には、評価後の経過年数にかかわらず、評価対象大学院は、これに応じなければならない。

2 評価対象大学院は、前項本文にかかわらず、必要に応じて、どの時点においても、評価項目の一部について認証評価の実施を求めることができる。但し、当該項目の認証評価の具体的な実施時期等については、評価対象大学院と協会で協議し、双方の合意の上で日程を定めるものとする。

3 認証評価が保留とされ、保留期間内に再度認証評価を受けた場合の次回の評価時期は、保留期間及び保留後の認証評価時期にかかわらず、当初の認証評価申請時に予定されていた正規の認証評価時期から起算するものとする。

（評価項目及び評価基準の決定と変更）

第14条 協会は、認証評価に関わる評価項目及び評価基準を決定又は、変更する場合には、公正性及び透明性を確保するため、当該項目・基準の検討段階

において事前に原案を公表すると共に、原案を専門職大学院、関係団体へ送付し、広く意見を求める等の必要な措置を講じる。

２　協会は、評価項目及び評価基準を変更したときは、変更後すみやかに専門職大学院及び関連機関に送付して通知する。

３　変更後の評価項目・評価基準は、前項の通知のなされた年度の翌年度以降に評価対象大学院が作成する自己点検評価報告書に係る認証評価に対して適用される。但し、評価対象大学院が同意した場合には、変更後の評価項目・評価基準を、年度を繰り上げて適用することができる。

（認証評価手数料及び納入の時期と方法）

第15条　認証評価の手数料は１回につき 3,000,000 円（消費税を除く）とする。

２　認証評価を申請した大学院は、自己点検評価報告書を提出する時点までに手数料を一括して納入するものとする。

３　納入の方法は協会が指定する銀行口座への振込みとし、振込手数料等の諸費用は申請大学院が負担するものとする。

４　認証評価報告書確定後の再審査・部分審査等の手数料については別に定める。

（公表事項及び変更事項の届出）

第16条　協会は、以下の各号に定める事項を協会のウェブサイトに掲載する等の方法により公表すると共に、これらを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出るものとする。

①　名称及び事務所の所在地
②　役員の氏名
③　評価の対象
④　大学評価基準及び評価方法
⑤　評価の実施体制
⑥　評価の結果の公表の方法
⑦　評価の周期
⑧　評価に係る手数料の額

附　則　本規則は、協会理事会が平成２０年９月１２日に制定し、協会が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。

附　則　本規則は、平成２１年３月２１日に改正し、協会が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。

附　則　本規則は、平成２１年１２月１３日に改正した。

平成 23 年度「臨床心理分野専門職大学院認証評価」
認証評価報告書

平成 24(2012)年 3 月 27 日発行

発行者　財団法人 日本臨床心理士資格認定協会
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-40-14 山崎ビル 7 階
TEL 03-3817-0020　FAX 03-3817-5858
URL http://www.fjcbcp.or.jp/